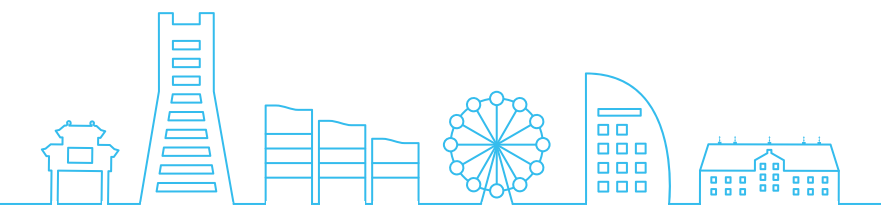


Open!



みんなで拓^{ひら}く！
ヨコハマの
環境の未来



いま、私たちのまわりの世界は、確かに、変わりはじめています。

気候変動や、以前は見ることもできた生き物の減少・・・

少し前までは世界のどこかのできごとだったかもしれませんが、
その変化は、日々の暮らしのなかに、現れています。

だから、無関係ではられません。

今の私たちの暮らしのために、そして、未来の私たちの暮らしのために。

横浜は、森や畑や街がモザイクのように隣り合い、
流れる川は海に繋がり、

自然と都市が、ひとつの風景をつくっています。
それは、私たちの大切な宝ものです。

そのような宝ものをこれから、どのようにしていきたいのか、
また、どのように暮らしていきたいのか。

これは、みんなで想いを共有し、行動し、未来をつくり上げていくための計画です。

人と自然の共生や、それぞれのWELL-BEING の実現に向けて、
みんなで「横浜の環境」をつくっていきましょう。



第1章 未来の横浜の環境は 6

01 「横浜の環境」の未来を考える 7

02 横浜の環境の歩みとその先へ 9

第2章 地球環境の危機 12

01 地球環境の今 13

02 加速する世界と日本の動き 15

第3章 「横浜の環境」の目指す姿 18

01 2040年の「横浜の環境」の目指す姿 19

暮らし ① 気候変動に対応し、脱炭素が日常や地域に浸透している暮らし 21

暮らし ② 環境を賢明に保全・創出し、自然の恵みを享受できる健康で快適な暮らし 22

暮らし ③ シェアと循環の仕組みで築く、人と自然にちょうどよい暮らし 23

暮らし ④ 未来を育む人と人とのつながりや学びにあふれる暮らし 24

第4章 目指す姿の実現に向けた方針 26

01 4つの暮らしの実現に向けた方針 27

方針 ① 気候変動への対応 28

方針 ② 自然資本の保全・活用 32

方針 ③ 循環経済への移行 38

方針 ④ 人づくり 42

02 取組の基本姿勢 ～みんなで考え行動する～ 46

第5章 横浜市環境管理計画について 48

01 計画の位置づけ 49

02 計画期間 50

03 策定の経緯・考え方 50

04 計画の推進体制 51

05 環境配慮の指針 51

06 生物多様性地域戦略及び環境教育等行動計画の位置づけ 52

資料 54

01 計画の変遷 55

02 計画策定の検討経過 57

03 横浜市環境創造審議会からの答申等の反映状況 58

04 素案に対するパブリックコメントの実施結果 59

05 主な関連計画等の概要 60

06 用語説明 63

付録 70

01 横浜市環境教育等行動計画(第4章 | 01 | 方針 ④ 人づくり等)に係る解説 71

02 「第1章 | 01 『横浜の環境』の未来を考える」の解説 75



第1章

未来の横浜の環境は

01 「横浜の環境」の未来を考える

02 横浜の環境の歩みとその先へ



環境を大切にしたら未来

みんなで取り組んだら、きっとこんな未来になる

食糧供給や
洪水や水質の調節など、
様々な自然の恩恵を
受けられている

気温の上昇が
抑えられている

豊かな自然や
生き物を身近に感じられ、
人々の癒しとなっている

誰もが快適な環境を
実感できている

資源・エネルギーの
循環が確立し
安定した生活が
おけている

環境を大切にしない未来

みんなで取り組まなかったら、きっとこんな未来になる

農作物、
海産物への
悪影響が出ている

気温が大幅に上昇し、
酷暑になる

身近なみどりが減少し、
癒し・心地よさが
失われている

大規模な風水害が
増加している

資源・エネルギー
需要が増大し、
供給不足や
廃棄物の増加が
深刻化している

私たちは、大気汚染や水質汚濁、ごみの処理など、さまざまな環境課題に向き合い、力を合わせて取り組んできました。その結果、私たちの意識と行動力ー市民力ーが大きな力となり、より良い横浜の環境をつくってきました。これまでの歩みは、横浜が未来に向けて挑戦を続けるための、確かな土台になっています。



神奈川県HPより

公害防止協定(横浜方式)(1964)

市と企業が丸となって公害対策に取り組み、環境アセスメントの先駆けに。



多自然川づくり(1982)

全国に先駆けて自然に配慮した川づくりを開始。



ごみ量の大幅な削減を達成(2009)

市民・事業者・行政の協働により、目標とした30%を大幅に上回る42.2%のごみ量を削減。



道志水源林100周年(2016)

水源の1つである道志川の水質を守るため、1916年に山梨県から山林を購入して管理を開始。市民ボランティア団体との協働で道志村の民有林整備も行っている。



脱炭素先行地域に選定(2022)

みなとみらい21地区が脱炭素先行地域に選定。「公民連携で挑戦する大都市脱炭素化モデル」の構築を目指している。



国際貢献開始(1973)

水道技術支援でアフガニスタンへ初めて職員を海外派遣し、国際協力を開始。以降、横浜の都市のノウハウを生かし、現在まで各分野で幅広く展開。



公園愛護会が2,000団体超え(1999)

全国に先駆けて1961年に創設した市民参加型の公園管理制度。現在では、市内の公園の約9割に公園愛護会が結成されている。



横浜みどりアップ計画策定(2009)

横浜みどり税を財源の一部に活用し、市民・事業者・行政が協働で緑を保全、創出。



横浜近代下水道導入150年(2022)

1871年に近代下水道を導入。高度経済成長期には人口増加や開発で川や海の水質が悪化したものの、公共下水道の整備や市民・企業の努力により、市内の水環境は大きく改善。

横浜市

1950

1960

1970

1980

1990

2000

2010

2015

2020

横浜グリーンエキスポ(2027)



©Expo 2027

横浜の
環境の未来

高度経済成長に伴う産業型公害^{※1}発生 都市生活型公害^{※2}が顕著化 地球環境問題へ

国・世界

下水道法、水質保全法、工場排水規制法制定(1958)
4大公害の表面化(1950年代)
イタイイタイ病・水俣病・新潟水俣病・四日市ぜんそく

公害国会(1970)
公害対策基本法制定(1967)

地球サミット(1992)
気候変動枠組条約
生物多様性条約
環境基本法制定(1993)
公害対策基本法と自然環境保全法の一部を盛り込んだ新たな法
COP3^{※3}(1997)京都議定書採択

環境モデル都市選定(2008)
環境未来都市選定(2011)
生物多様性横浜行動計画策定(2011)
SDGs未来都市選定(2018)
G7(2018)
海洋プラスチック憲章採択
COP15(生物多様性条約)(2022)
生物多様性世界目標採択
COP21^{※3}(2015)パリ協定
国連サミット(2015)SDGs採択
気候変動に関する政府間パネル(2014)
IPCC 横浜開催
国連持続可能な開発会議(リオ+20)(2012)
COP10(生物多様性条約)(2010)愛知目標

※1 産業活動を原因とする公害
※2 都市化(人口集中等)による日常生活や通常の事業活動に伴う公害
※3 国連気候変動枠組条約締約国会議

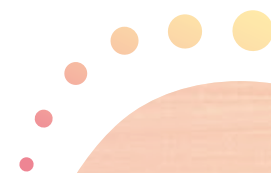


第2章

地球環境の危機

01 地球環境の今

02 加速する世界と日本の動き



01 地球環境の今

地球からのSOS ～プラネタリー・バウンダリー～

人間活動による地球への様々な影響を客観的に評価する方法の一例として、地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)という注目すべき研究があります。

これは、2009年に提唱された概念で、地球が人間の活動によって壊れないよう、守るべき環境の限界のことです。気候変動や森林破壊、海洋の酸性化など、地球の環境には限界があり、それを超えると自然のバランスが崩れ、人間の暮らしにも大きな影響が出ると言われています。

2023年版のプラネタリー・バウンダリーでは、9項目のうち6項目はすでに限界を超えてしまっていると言われています。

気候変動

大気中の二酸化炭素(CO₂)濃度の増加によって地球温暖化が進む。世界共通の目標である平均気温の上昇1.5℃以内に対し、2024年の世界の年間平均気温は、観測史上最高である1.55℃上昇した。世界平均気温の上昇は1970年以降、過去2,000年間のどの50年間よりも加速している。地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来。

オゾン層の破壊

生物を紫外線から守る成層圏オゾンが、フロンなど化学物質により破壊される。モントリオール議定書により使用が制限されており、現在ではほぼ限界値付近まで成層圏オゾンが回復している。

大気汚染

工業活動や火災から放出されたエアロゾルが健康被害などを引き起こす。地球規模では限界値内であるものの、既に深刻な地域もある。

生物圏の一体性

原生林の破壊などによって生態系の働きが損なわれ、種の絶滅速度が加速している。人間活動の影響が主要因となり、地球上の種の絶滅速度は自然状態の約100～約1,000倍にも達し、現在は“第6の大量絶滅”と呼ばれている。

土地利用の変化

農地や都市の拡大のため自然の生態系とその回復力が失われる。地球の回復力に必要な自然森林被覆75%に対し、すでに60%しか残っていない。

淡水利用

地下水や湖沼などの淡水資源が農業・工業活動のため多量に使用されて枯渇する。2030年までに淡水資源の不足は必要量の40%に達すると見られる一方で、世界人口は急増している。

海洋酸性化

大気中の二酸化炭素が海水に溶解することで海水が酸性化し(pHが下がり)、サンゴ礁の減少や貝類の生存率の低下が引き起こされる。海洋表面pHは、今世紀末には19世紀終盤に比べ0.16～0.44低下すると予測されている。

新規化学物質

プラスチック・農業などの化学物質や放射性物質が環境中に広がり、悪影響を及ぼす。プラスチック廃棄物の量は2060年までにほぼ3倍になり、環境への漏出量は2060年には年間4,400万tに倍増する。

生物地球化学的循環

農地での肥料の過剰使用などによって、窒素やリンが環境中に多量に流出する。農地や都市など人間社会に近いところでより激しい。

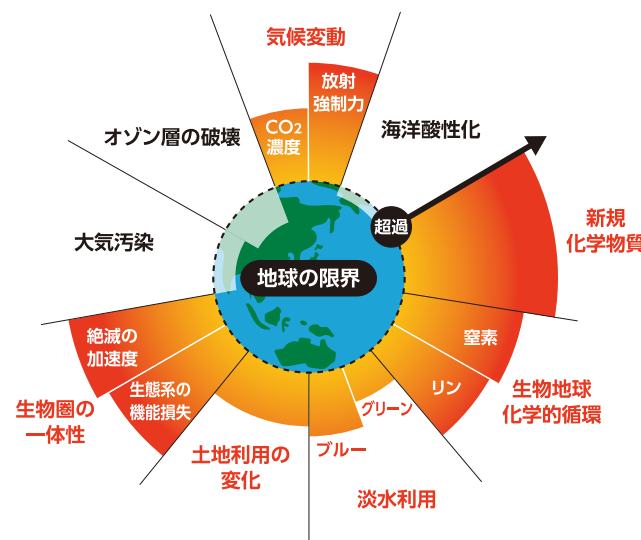


図2-1-1 プラネタリー・バウンダリー(2023年版)
出典: "Azote for Stockholm Resilience Centre, based on analysis in Richardson et al 2023"を基に横浜市作成

私たち人間の行動が地球環境に影響を与え、地球環境の悪化はもとの状態に戻ることができないと言われるほど、危機的な状況です。
また、異常気象による災害は年々増加し、私たちの生活に大きな影響を与えています。

気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化

近年、世界中で災害をもたらす異常気象が毎年のように発生し、これにより、世界各地で豪雨災害等の気象災害による大きな被害がもたらされており、日本でも、毎年のように豪雨災害による被害が生じています。

日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加しています。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に加え、高温による農作物の生育障害や品質低下が発生するなど、様々な分野への影響が既に発生しています。

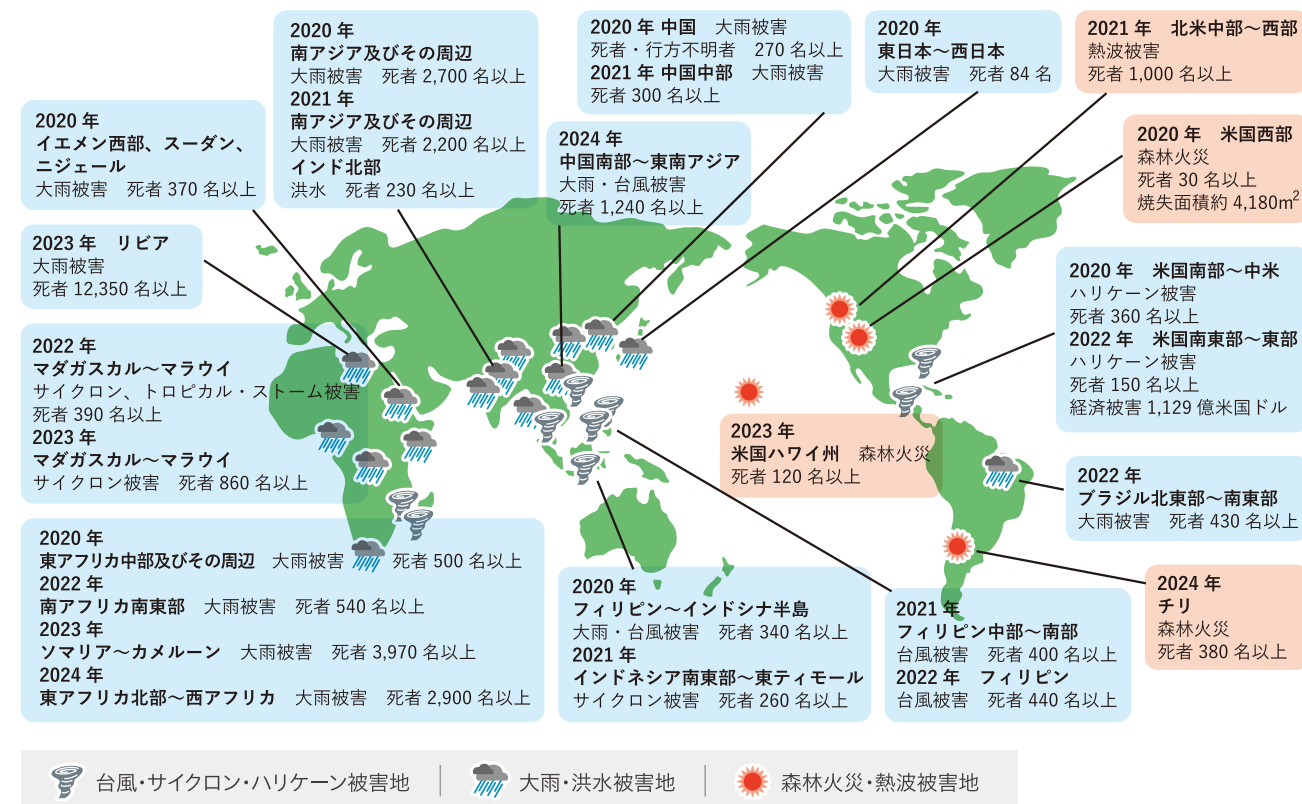


図2-1-2 世界の主な気象災害(2020年～2024年)

出典: 気象庁公表資料を参考に横浜市作成



写真2-1-1 令和2年7月豪雨の被害の様子
出典: 令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省)



写真2-1-2 2020年米国カリフォルニア州の森林火災
出典: 令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省)

● 限界値を超過している環境要素
● 限界値未満の環境要素

脱炭素化の達成に向けた国内外の動き

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択されたパリ協定及びCOP26において採択されたグラスゴー気候合意により、世界共通の目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命前から1.5℃未満に抑えることが定められました。この目標達成には、世界の温室効果ガス排出量を2050年頃に実質ゼロとすることが必要とされています(IPCC「1.5℃特別報告書」(2018年))。

世界共通の目標達成に向け、各国で温室効果ガス削減目標が掲げられています。また、日本でも、「2050年ネット・ゼロ」、「2035年度、2040年度に温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減」という目標を掲げており、脱炭素化に向けた動きは国内外で加速しています。

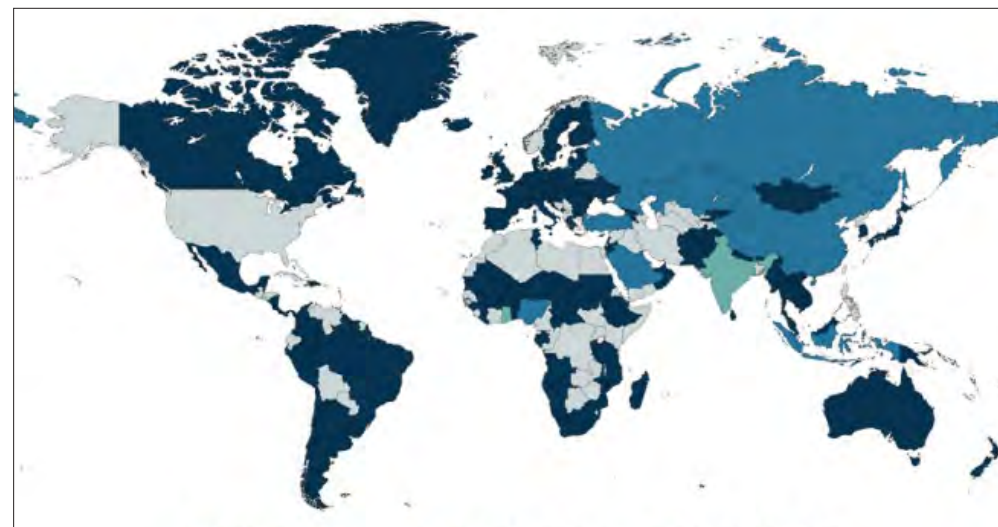


図2-2-1 期限付きカーボンニュートラルを表明する国・地域
(2026年1月15日時点)

出典:日本のエネルギー 2025年度版(資源エネルギー庁)

- 2050年までのカーボンニュートラル表明国
- 2060年までのカーボンニュートラル表明国
- 2070年までのカーボンニュートラル表明国

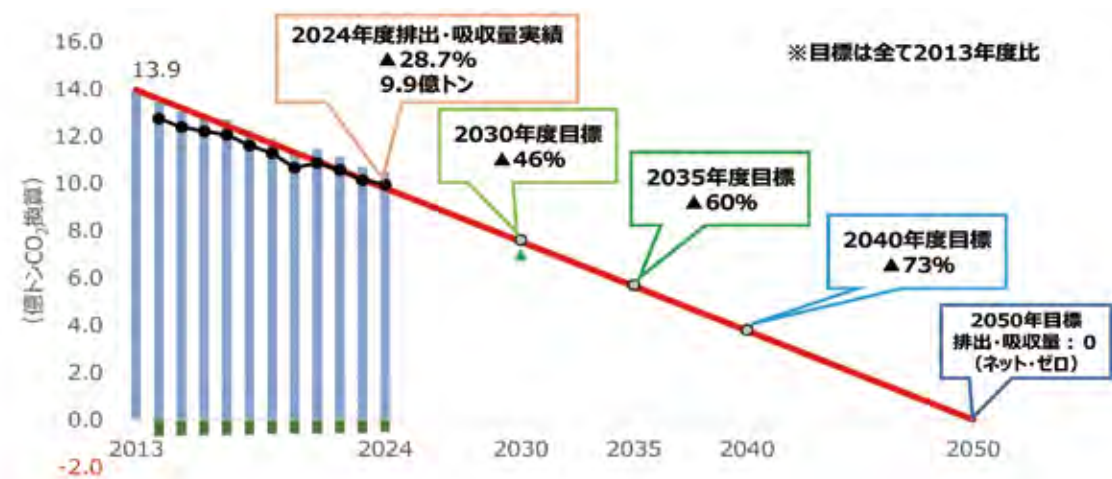


図2-2-2 日本における2050年ネットゼロに向けた進捗

出典:2024年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量(概要)
(環境省、国立環境研究所)

- 排出量
- 吸収量
- 排出・吸収量
- 2013年度比50%減

世界をはじめ、日本でも、パリ協定を受けた脱炭素化やネイチャーポジティブの実現に向けた動き、循環経済へのシフトなど地球環境の危機を回避する動きが活発化しています。

生物多様性の保全とネイチャーポジティブの実現に向けた国内外の動き

生物多様性条約第15回締約国会議(CBD-COP15)において、愛知目標に替わる新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、「2030年までに生物多様性の損失を止め反転させる(ネイチャーポジティブ)ための緊急の行動をとる」こと等が目標に掲げられています。

日本では、生物多様性国家戦略2023-2030(2023年3月)において、2030年までに陸域・海域の30%を保全することを目指す「30by30」目標の達成に向けた取組や、生物多様性に配慮した事業活動等によるネイチャーポジティブ経済の促進など、ネイチャーポジティブの実現に向けた動きが加速しています。

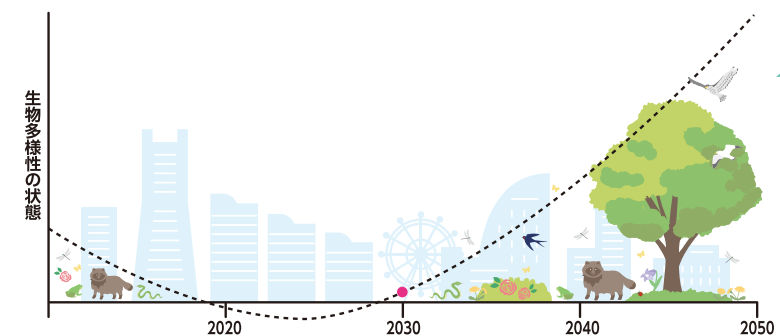


図2-2-3 ネイチャーポジティブのイメージ



図2-2-4
環境省の「ネイチャーポジティブ」
イメージキャラクター
だいだらぼじー

循環経済への移行に向けた国内外の動き

資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の線型経済(リニアエコノミー)から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が世界の潮流となっています。特に欧州では製品の再利用性や修理性を高める「エコデザイン規則」や「デジタルプロダクトパスポート」などの制度が導入され、取組が加速化しています。

日本においても、循環経済工程表(2022年9月)を踏まえ、循環型社会の形成に向けた施策の方向性や数値目標が明記された第五次循環型社会形成推進基本計画(2024年8月)を策定するとともに、官民連携の「循環経済パートナーシップ」による理解醸成と取組の促進など、循環経済への移行に向けた取組が加速化しています。

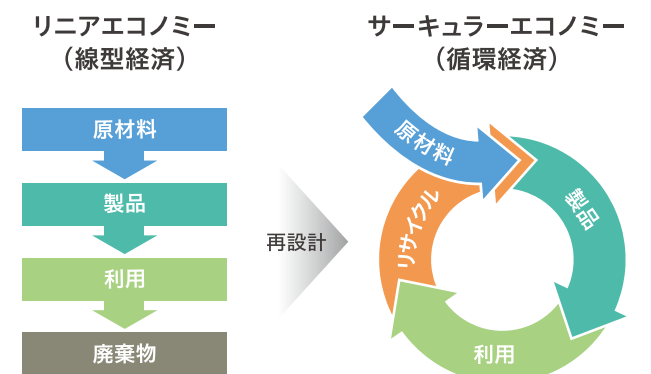


図2-2-5 サーキュラーエコノミー

出典:令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省)を参考に横浜市作成



第3章

「横浜の環境」の目指す姿

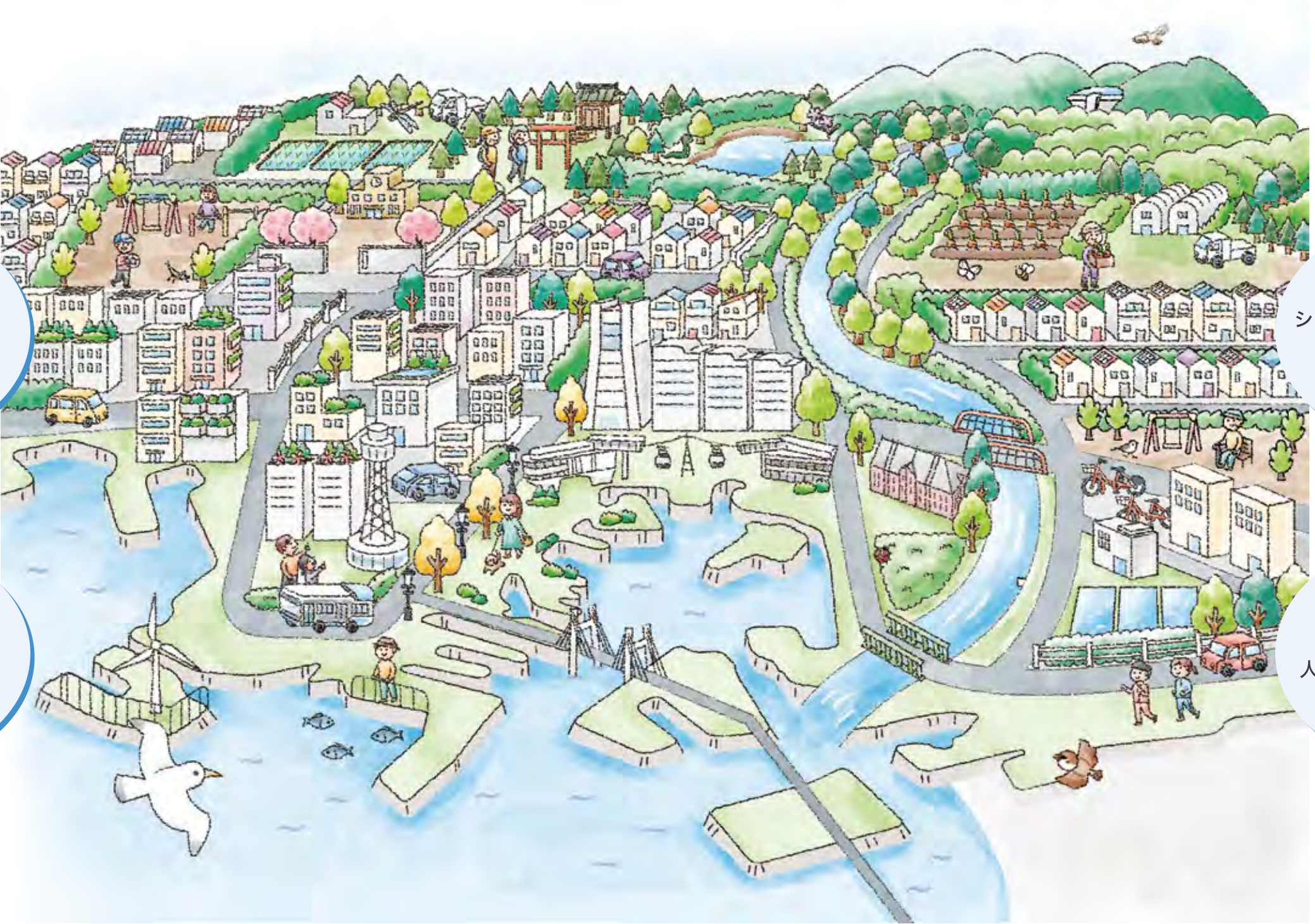
01 2040年の「横浜の環境」の目指す姿



横浜の環境の未来を考え、これまでの歩みを振り返り、現状を知ったとき、
私たちは、2040年の横浜の環境としてどのような姿を目指したらよいでしょうか。
自然が感じられ、多様な価値観が尊重され、精神的な豊かさを感じられる、経済も社会も環境と一緒に
よくなっていくまちを目指して、横浜の環境の目指す姿を4つの暮らしとして描きました。



「自然と共に自分らしく、心地よく暮らせるまち」



暮らし ①

気候変動に対応し、
脱炭素が日常や地域に
浸透している暮らし

暮らし ②

環境を賢明に保全・創出し、
自然の恵みを享受できる
健康で快適な暮らし

暮らし ③

シェアと循環の仕組みで築く、
人と自然に
ちょうどよい暮らし

暮らし ④

未来を育む
人と人とのつながりや学びに
あふれる暮らし

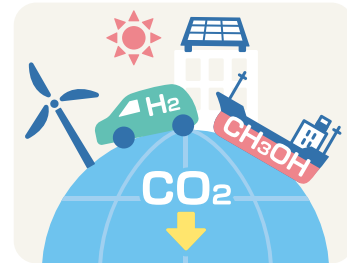
※これらイラストはあくまでイメージで、正確性を追求するものではありませんのでご注意ください。

暮らし 1

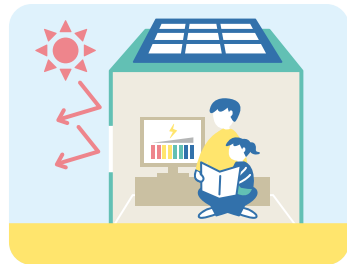
気候変動に対応し、 脱炭素が日常や地域に浸透している暮らし

脱炭素が浸透している都市づくり

- 水と緑のネットワークによる風の道の確保や公園や街路樹の緑陰により暑さが和らぎ、涼しさがもたらされている。
- グリーンなモビリティの導入などによる脱炭素の交通ネットワークづくりが進んでいる。
- 徹底した省エネ、再エネの導入、エリアマネジメントなど、脱炭素が浸透した都市づくりが進んでいる。
- グリーンメタノールなどの次世代燃料供給体制の構築等や藻場・浅場の形成等による豊かな海づくりが進むなど、カーボンニュートラルポートの形成が進んでいる。
- 脱炭素経営が多くのビジネスの要件になっており、横浜にはこうしたテーマのスタートアップも多く集積し、モデル地域を中心に脱炭素が浸透した都市づくりが進んでいる。



脱炭素が浸透している暮らし



- 公共交通の利用を基本とし、必要に応じてカーシェアリングやレンタカーを利用している。なお、市内を走行している車はほとんど電動車だ。
- 製品ライフサイクルを通じた環境負荷が少ない商品を選んで購入している。
- 食品ロスによる廃棄物処理のエネルギー消費等を低減するため、食材は使い切り、外食時にも食べ残しはしていない。
- 再生可能エネルギー等が最大限活用され、日々の生活が環境へどれだけの負荷や貢献度があるか、わかりやすく数値化され、活用されている。

気候変動にしなやかに対応する社会

- 大雨が降ったとしても、治水対策が進み、昔ほど氾濫が起きにくくなった。また、ハザード情報を活用して早めに避難行動をとっている。
- 外出する際には、暑さに応じた外出時間の調整や市内に多数あるクールシェアスポットでの一時休憩など、熱中症予防対策が進んでいる。
- 気温上昇により感染症のリスクが高まったとしても、行政から発信される感染症に関する様々な情報を基に、感染症予防に努めている。



暮らし 2

環境を賢明に保全・創出し、 自然の恵みを享受できる健康で快適な暮らし

健康に過ごせる心地よい暮らし

- 良好な生活環境が維持され、誰もが快適な環境を実感して、健康的な暮らしができています。
- 生活環境に関する分かりやすい情報をいつでも入手でき、安心して過ごしている。



自然とのつながりが感じられる暮らし



- 都市でありながら、市民生活の身近な場所に、豊かな水・みどり環境が存在しており、さまざまな生き物が生息・生育しているとともに、精神的な安らぎやレクリエーションの場を創出している。
- グリーンインフラの活用など、多様で豊かな自然の特性を生かした都市づくりが進んでいる。

生物多様性に配慮したライフスタイル・ビジネススタイル

- 地産地消やエコラベルのついた商品といった、生物多様性など環境に配慮した商品やサービスを選択し、購入している。
- 企業の多くが自らの活動による生物多様性への影響を分析、把握するとともに、生物多様性の保全や情報発信を行い、自然や生き物への負荷が少ない事業活動が進んでいる。



生物多様性が横浜の求心力に



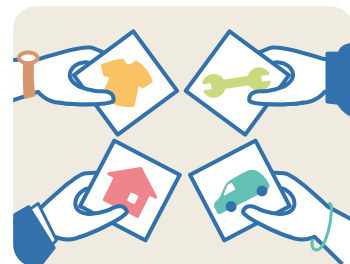
- 市民生活の身近な場所に、海や河川、公園、農地などが調和して存在する都市環境は、都市の価値を高め、多くの人々を惹きつけている。
- 希少な生物の保全に向けた取組や、市民や企業との協働による生物多様性の保全に向けた取組が、都市の魅力として高く評価され、さらに世界の生物多様性の保全にも貢献している。

暮らし 3

シェアと循環の仕組みで築く、人と自然にちょうどよい暮らし

資源が効率的に循環し、環境への負荷をかけずに発展する社会へ

- 循環経済(サーキュラーエコノミー)へと移行し、新たな資源の投入や消費が抑えられ、資源・エネルギーの無駄がない生活が可能となっている。
- プラスチックリサイクルの拡大や、バイオマス、未利用資源の活用など資源の循環利用や代替素材の導入が進んでいる。
- シェアリングエコノミーが社会に浸透し、物だけでなく、場所やスキルなども共有されている。



持続可能なビジネスで市内経済が活性化



- 事業者は製品やサービスのライフサイクル全体を考え、長期利用やリサイクル、リユース、シェアといった環境への配慮を前提としたビジネスモデルを採用している。
- 豊富な住宅ストックや、農地と消費地が近いなど、横浜ならではの特徴を生かしながら横浜らしい循環型の暮らしを送っている。
- サーキュラーエコノミーが横浜の新たな成長産業となるとともに、アジアを代表するグリーンシティとして、世界の環境政策、都市政策を先導している。

循環の価値への共感が広がり、つながりのあるコミュニティで暮らす

- 市民はシェアやレンタル、リユースをはじめとした消費スタイルを選び、ごみになるべく出さずに快適に、多様なサービスを利用しながら暮らしている。
- 地域での環境活動やシェアリングエコノミーが広がり、コミュニティの連帯感が強まっている。



暮らし 4

未来を育む人と人とのつながりや学びにあふれる暮らし

未来に向けて行動できる人に

- 学校や職場、地域などのあらゆる場で地域や地球の環境課題について学び、考える機会があり、各自が環境課題を自分ごととして考え、地球の未来に向けて行動している。
- 体験や活動の機会が多く、環境に対する理解が深まり、行動変容や活動の広がりにつながっている。



つながりが〇〇を生む



- 市民・企業・行政と一緒に環境課題に向き合い、対話することで、新しい発想・技術・つながりが生まれ、環境課題の解決に向かって共に進んでいる。
- 人と人がつながり、一緒に考え、取り組むことで、知識・ノウハウ・考え方・活動の場・手段などが効率的に共有され、意見を交わすことで新たなアイデアが生まれている。

横浜に関わる全ての人が環境の担い手となる

- 「環境」のことは関係する人たちがするものという意識ではなく、全ての人が、日常生活や企業活動、行政政策の中で、環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルを実践し、環境を支える人になっている。



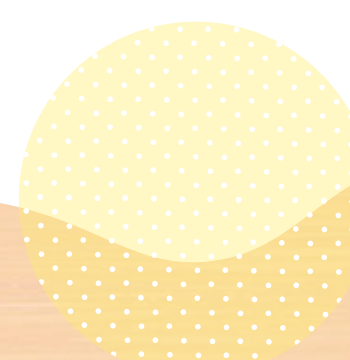
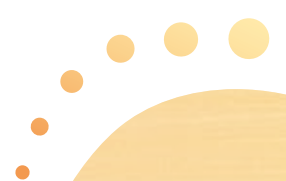


第4章

目指す姿の実現に向けた方針

01 4つの暮らしの実現に向けた方針

02 取組の基本姿勢 ～みんなで考え行動する～



4つの暮らしの実現に向けた方針

「自然と共に自分らしく、心地よく暮らせるまち」を構成する4つの暮らしを実現するため、それぞれに対応する4つの方針を定めました。

このまちに暮らす一人ひとりが、自然と調和しながら、自分らしく生きられるように…
みんなで行動していきましょう。



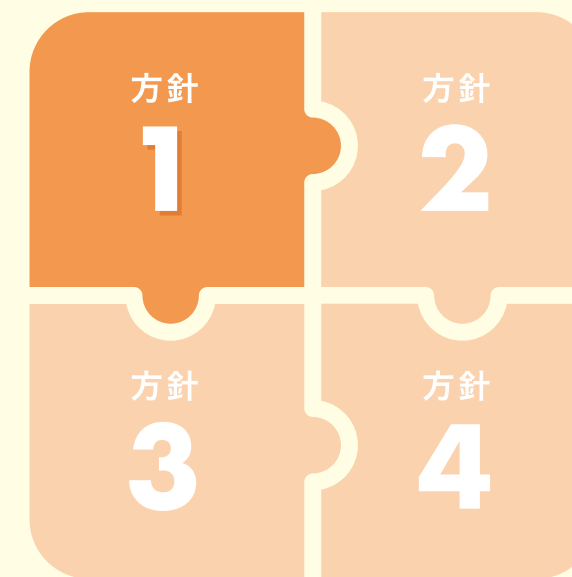
※環境課題の解決に向けた実際の取組や活動は、複数の方針に関連するものがありますが、本計画では、伝わりやすさの観点から、より親和性の高い方針に記載しています。

※ 基本的な理念や大きな方向性を共有していく計画とし、具体的な取組（目標・施策等）については、個別計画で推進します。

方針 1

気候変動への対応

脱炭素が日常や地域に浸透したカーボンニュートラル社会の実現に向けて、
温室効果ガスの排出を削減する緩和策と、
気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を推進します。



方針を実現するための各主体の主な役割



関係する主な個別計画等

- 横浜市地球温暖化対策実行計画
- 横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)
- 横浜港港湾脱炭素化推進計画

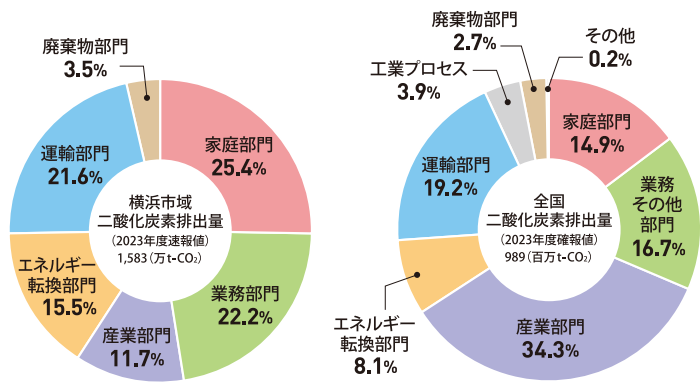
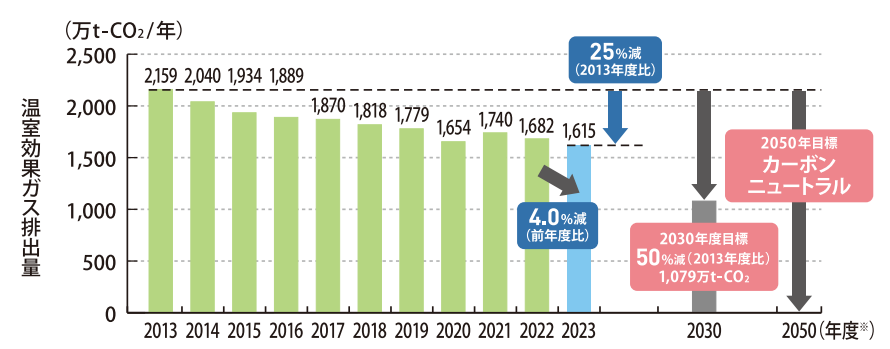
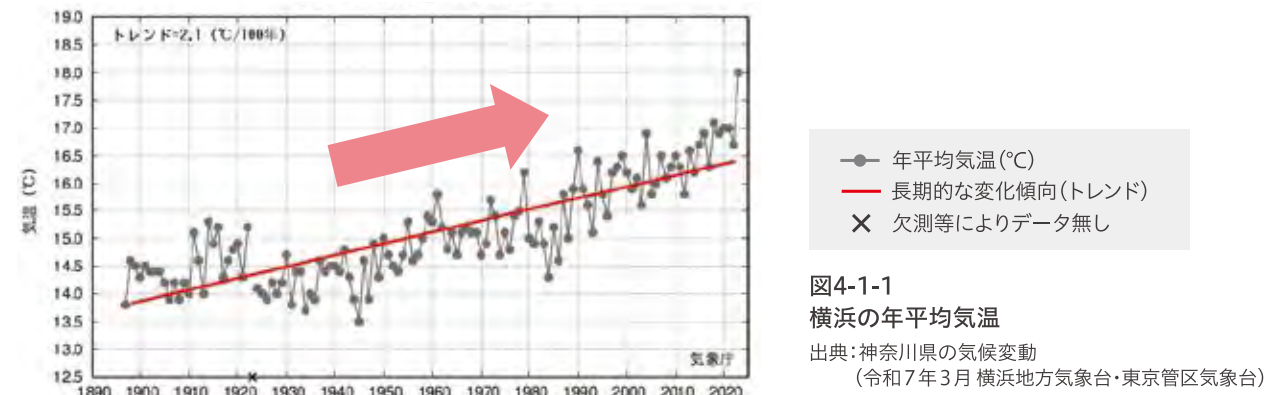
方針1

現状

課題

政策

- 温室効果ガスの影響により市内の平均気温は年々上昇しており、市民の約8割が気候変動による影響が表れていると感じています。
- 温室効果ガス排出量のうち、家庭部門の排出割合が高いのが本市の特徴です。
- 横浜市役所は、市域の温室効果ガス排出量の約5%を排出する市内最大級の排出事業者です。
- 市域の再生可能エネルギー創出ポテンシャルは、市域の電力消費量に対し1割程度と試算されており、広域連携による市域外からの再生可能エネルギーの受給等を進めています。
- 市民の7割が地球温暖化対策に関心を持っており、市内企業の半数以上が気候変動・地球温暖化対策を重要課題と考えています。

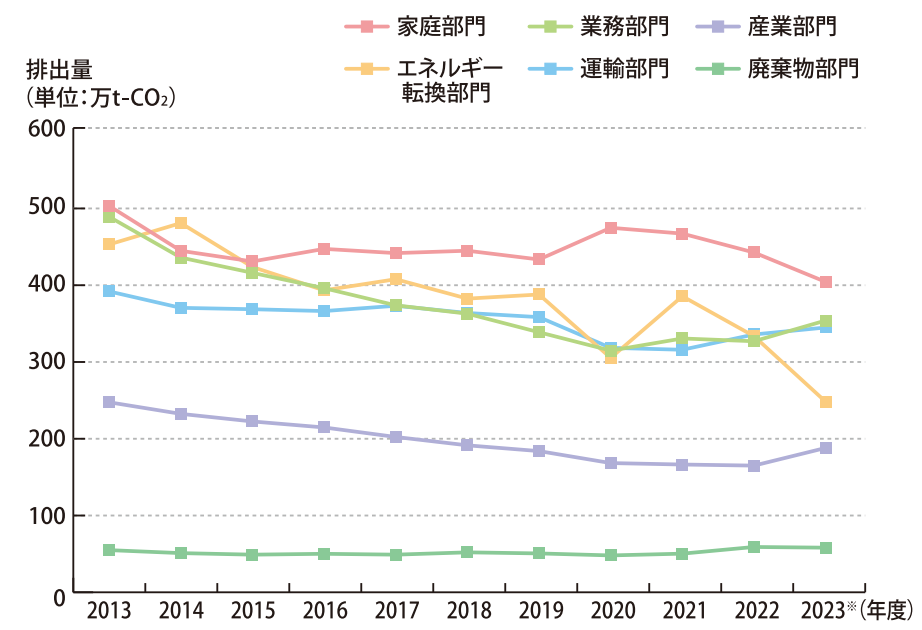


現状

課題

政策

- 21世紀末には、追加的な緩和策を取らない場合、20世紀末と比べ、神奈川県は年平均気温は約4.2℃上昇し、年間猛暑日の日数は1日から約26日に増加すると予測されており、あらゆる主体が温室効果ガス排出削減に向け、徹底した省エネ化、再エネの導入拡大をする必要があります。
- 21世紀末には、追加的な緩和策を取らない場合、20世紀末と比べ、関東甲信地方の1時間降水量50mm以上の年間発生回数は約3.5倍に増加すると予測されており、気象災害に備える対策等により一層取り組んでいく必要があります。
- 家庭部門の温室効果ガス排出量の削減状況が他部門と比較してゆるやかであることから、市民一人ひとりの日常的な行動を脱炭素ライフスタイルへ転換していくことが必要です。なお、脱炭素化に向けて行動したいと考えている市民は多いため、実際の行動に繋げ、広げていくことが特に重要です。
- 市役所が率先して脱炭素行動を実践し、市民・事業者の模範となる必要があります。



年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023※
合計(単位:万t-CO ₂)	2,125.4	2,001.2	1,896.5	1,853.4	1,833.5	1,783.1	1,738.7	1,615.2	1,701.8	1,648.7	1,583.1

※速報値

方針1

現状 課題 政策

1-1 脱炭素社会の推進

市民及び事業者の行動変容を促進するとともに、脱炭素イノベーションを推進し、地域の特性を踏まえた脱炭素化と一体となったまちづくりを推進します。また、市役所自らが率先して行動し、市・市民・事業者が一丸となって、脱炭素社会の実現を目指します。

1 市民の行動変容

家庭における省エネや再エネ活用の促進、次世代自動車などの普及・インフラ整備、モデル地区をはじめとした脱炭素に資する一体的なまちづくりなどを進めるとともに、普及啓発や環境教育の実施により、市民の脱炭素行動を促進します。

2 事業者の行動変容

事業者の省エネや再エネの導入拡大、モビリティの脱炭素化などによる脱炭素経営を後押しし、製品やサービスのライフサイクル全体での脱炭素化を促進します。また、再エネ資源を豊富に有する自治体との広域連携を進め、地域全体での再エネの普及・拡大に取り組みます。

3 脱炭素イノベーション

脱炭素化をけん引する企業・大学・関係団体との連携により、水素等次世代エネルギーの利用促進や、CCU（二酸化炭素の回収・利用）の推進などの最先端技術の実装に向けた取組を進めます。

4 市役所の率先行動

公共施設の脱炭素化（太陽光発電、LED化、再エネ切替え等）を積極的に推進するなど、市役所が率先して取り組みます。

1-2 気候変動への適応

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に適応するため、雨水幹線等の下水道整備などの災害に強いまちづくりを進めます。また、デジタル技術を活用したハザード情報の発信などにより、気候変動への適応とレジリエンス向上を目指します。

1 気候変動による災害への対策

河川整備や下水道施設の整備等、氾濫をできるだけ防ぐための対策を推進するとともに、ハザードマップや防災アプリ等を活用した適切な避難行動につなげるための情報発信を行います。また、グリーンインフラの活用などの浸水被害を減少させるまちづくりを推進します。

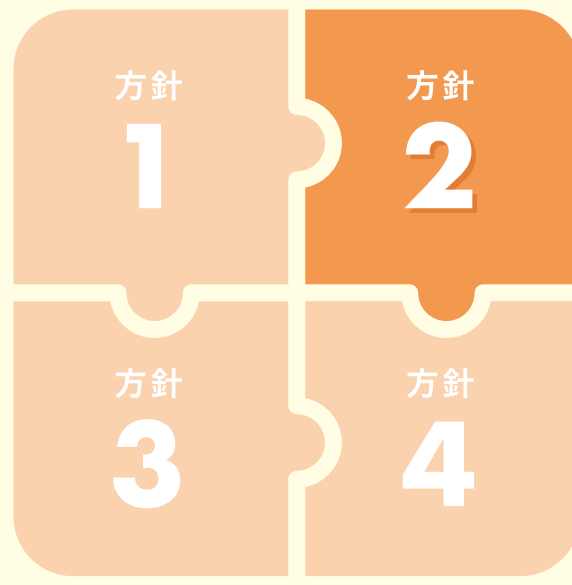
2 命と健康を守る暑さ対策

熱中症警戒アラートの周知などによる注意喚起や、様々な主体と連携した普及啓発を行うとともに、風の道の確保や緑の多面的な活用、クールシェアスポットの充実など、暑熱環境に配慮したまちづくりを推進します。

方針2

自然資本の保全・活用

生物多様性がもたらす自然の恵みを将来にわたって享受できる、健康で快適な暮らしの実現に向け、良好な生活環境の保全・創出を進めるとともに、自然環境の保全・創出などネイチャーポジティブに資する取組を進めます。



方針を実現するための各主体の主な役割



- 関係する主な個別計画等
- 横浜市生活環境保全推進プラン
 - 横浜みどりアップ計画
 - 横浜市下水道中期経営計画
 - 横浜市水と緑の基本計画
 - 横浜市都市農業推進プラン
 - 横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針

方針2

現状

課題

政策

- 横浜は、大都市でありながら市民生活の身近な場所に樹林地や農地、公園、せせらぎ、水辺、海など、豊かな水・緑環境があります。郊外部にはまとまりのある樹林地や農地が残されており、市街地にも樹林地や農地がモザイク状に入り組んでいます。
- 市内の緑被率は長期的に減少傾向にありますが、横浜みどりアップ計画によりこれまで約1,132haの樹林地が保全されるなど、樹林地・農地の保全やまちなかの緑化等が進んだことで、減少傾向は緩やかになっています。
- 樹林地や公園、水辺は、市民や事業者など多様な主体とともに保全・維持管理されています。
- 市内の生物多様性は、開発による都市化、里山や緑地管理の担い手不足、外来種の侵入、気候変動等の影響を受けています。一方で、河川の水質向上等によるアユの遡上といった回復も見られます。
- 「生物多様性」という言葉の市民の認知度は7割で、そのうち意味を知っている市民の割合は約4割です。
- 「身の回りに花や緑を感じられる場所があることが重要・少し重要」と考える市民は9割を超えています。また、横浜グリーンエキスポの開催を契機に、市民が身近な自然に親しむ機運やニーズが高まっています。
- 大気や水などの市内の生活環境は概ね環境基準を達成しており、引き続き良好な状態を維持する取組が進められています。

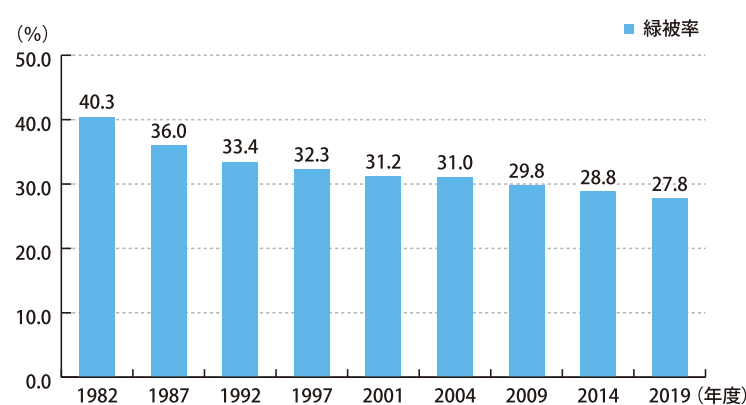


図4-2-1 緑被率の推移

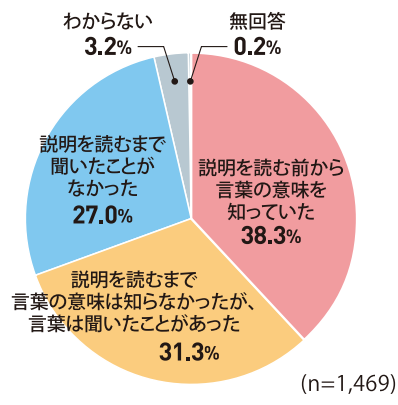


図4-2-2 「生物多様性」の認知度
(2025年環境に関する市民意識調査)

現状

課題

政策

- 樹林地等の緑の保全・創出を引き続き進めるとともに、良好な緑の維持管理のための担い手の確保や仕組みづくりが必要です。
- 樹林地や農地、公園、河川、街路樹などが持つ、雨水の貯留や流出量調整などの機能を活用するグリーンインフラを生かした都市づくりを更に進める必要があります。また、グリーンインフラをはじめとする、自然が持つ機能を社会の課題解決に活用するNbS※の技術開発や実装を進める必要があります。
- 生物多様性を守るために行動したいが、何をすれば良いかわからない市民の割合は7割を超えており、行動変容に向けた具体的な情報が不足しています。
- 横浜グリーンエキスポの開催を契機とした広域的な情報発信等により、引き続き、自然の魅力を生かした横浜の都市の価値向上を進める必要があります。
- 環境基準を達成していない、光化学オキシダントや海域の水質などの課題解決に引き続き取り組む必要があります。



横浜グリーンエキスポ

図4-2-3 横浜グリーンエキスポ

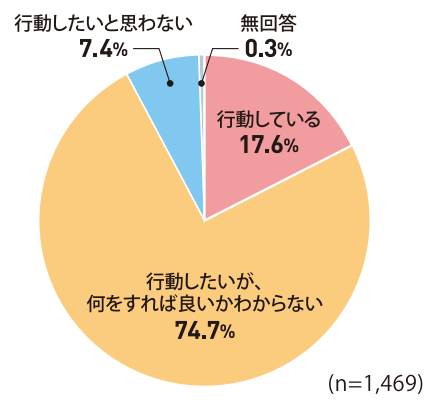


図4-2-4 生物多様性に関する行動への意向
(2025年環境に関する市民意識調査)

※ NbS : Nature-based solutions(自然を活用した解決策)自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方

方針2

現状

課題

政策

2-1 安心・安全で心地よく過ごせる生活環境の実現

現在の良好な生活環境の維持と更なる改善に向けて、環境汚染の未然防止の取組や継続的な課題への対応に加え、市民・事業者の主体的な環境行動を促進します。

1 市民・事業者等との共創の推進

市民・事業者等との協働や、生活環境に関するわかりやすい情報発信により、環境行動の重要性の共有を図り、更なる環境意識の醸成と主体的な環境行動の促進につなげます。また、生活環境に関する広域的な課題の解決に向けて、近隣自治体等と連携した取組を進めます。

2 生活環境の確実な保全

環境法令等に基づく規制・指導や環境調査などを着実に実施することで環境負荷の低減を図り、生活環境の悪化を未然に防止し、良好な生活環境を確実に保全します。

3 より良好な生活環境の創出

継続的な課題である光化学オキシダント等の課題への対応や、災害に伴う化学物質の漏えい・流出等に対する備えを進め、より良好な生活環境の創出につなげます。

2-2 自然環境の保全・創出

生物多様性がもたらす自然の恵みを実感できる心地よい暮らしを実現するため、水・緑の保全・創出やグリーンインフラ等の自然を基盤とした解決策(NbS)の取組を推進します。

1 緑の保全・創出

健全な生態系が有する多様な機能を生かすとともに、様々な主体との協働のもと、地域の特性を生かした樹林地や公園、農地などの緑の保全・創出を進めます。さらに、都市部における生き物の生息・生育環境に配慮したまちづくりを進めます。

2 良好な水環境の創出

雨水浸透施設の整備などにより健全な水循環の維持・回復を進めます。また、生物多様性や安全性、景観との調和などに配慮した、周辺の自然環境と一体的な河川や港の整備等を進め、多様な主体と連携した適切な維持管理を行います。

3 生物多様性の保全・回復

市域の水・緑環境に生息・生育している生物種や生態系の保全・回復を推進するため、生物相の実態を把握する基礎的な調査や、生物多様性の確保につながる取組を推進します。また、動物園において国内外の希少種等の種の保存の取組を進めるなど、国際的な視点でも生物多様性の確保に貢献します。

2-3 自然の恵みへの理解と持続可能な暮らしの実現

生物多様性がもたらす自然の恵みと私たちの暮らしの関係を自分ごととして理解し、市民や企業の主体的な環境行動の実践につなげることで、持続可能な暮らしと経済の実現を目指します。

1 環境行動の実践

自然の恵みや、私たちの暮らしと生物多様性のつながりについて、講演会やイベント等の普及啓発や農体験等の自然体験等により理解促進を図るとともに、市民の主体的な環境行動を促し、行動変容につなげます。

2 生物多様性に配慮した経済活動

市民や事業者等と連携し、環境に配慮した消費行動など生物多様性保全につながるライフスタイルへの転換を図るとともに、表彰制度や連携協定等も活用し、企業の生物多様性に配慮した持続可能な経営の実践を促進します。

2-4 自然環境を生かした魅力づくり

自然を身近に感じられる豊かな暮らしを実感できるよう、自然環境を生かした横浜ならではの魅力づくりや賑わい創出を進めます。

1 水・緑による魅力づくり

まとまりのある水・緑の保全・活用や市街地における緑の創出、都心臨海部での緑や花に関するイベントの実施など、横浜らしい自然環境を生かした魅力づくりを進めます。

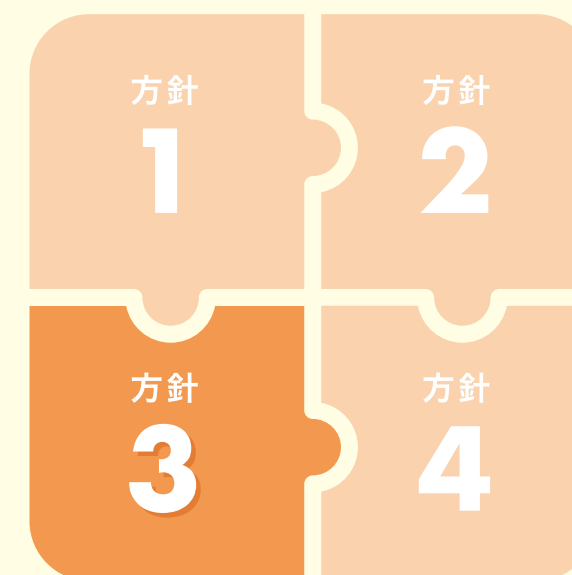
2 横浜らしい自然環境のプロモーション

横浜の水・緑等の自然環境の魅力をプロモーションすることで、市内外の人々による賑わいを創出し、都市の価値向上につなげます。

方針3

循環経済への移行

環境になるべく負荷をかけない循環型都市の実現を目指し、
ライフスタイルやビジネススタイルを循環型へ転換することで、
サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進めます。



▼ 方針を実現するための各主体の主な役割 ▼



関係する主な個別計画等

- 横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ プラ^こミ^み5.3計画）
- 「明日をひらく都市プロジェクト」の「01 循環型都市への移行」（横浜市中期計画2026-2029）

方針3

現状

課題

政策

- 市の人口は長期的に増加してきましたが、分別等の施策が進み、ごみと資源の処理量は減少しています。
- 事業活動を継続する上で重要と考える環境課題として、市内企業の6割超が「廃棄物の削減・循環経済の確立」を挙げています。
- 横浜には全国の市町村で最大となる約190万戸の住宅ストックがあり、補助金や減税制度等を活用した省エネ化が進められています。
- 横浜の農業産出額は県内トップクラスで、消費地の近くに生産地があるという横浜ならではの特徴を持っています。
- 横浜市には港のある都心臨海部から緑豊かな郊外部の住宅地まで多彩な環境があり、循環型都市への移行に向けてそれぞれの地域特性に応じた多彩な取組を展開することが可能です。
- 日本最大の基礎自治体である横浜市は、循環型都市への移行により、社会に大きなインパクトを与えることができます。

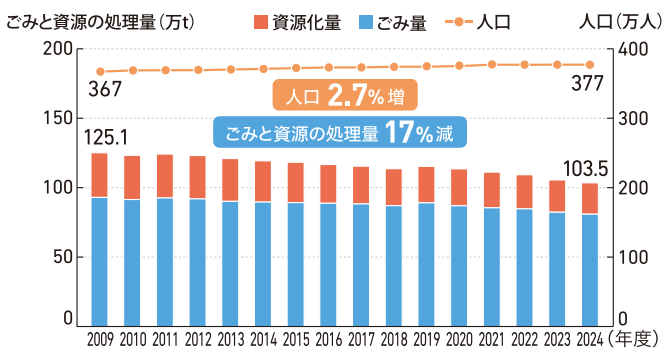


図4-3-1 ごみと資源の処理量及び人口の推移

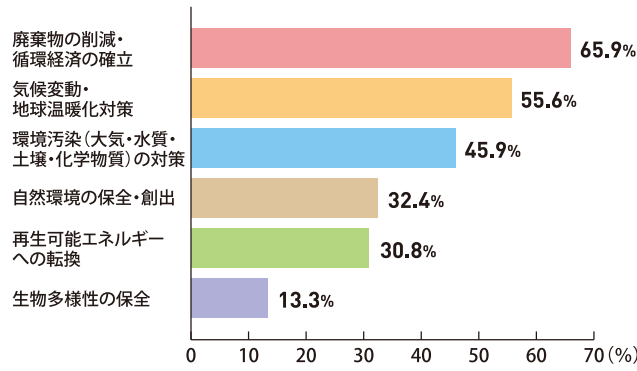


図4-3-2 事業活動を継続する上で重要と考える環境課題
(2025年環境に関する企業意識調査)



図4-3-3 住宅地(消費地)に隣接する農地(生産地)

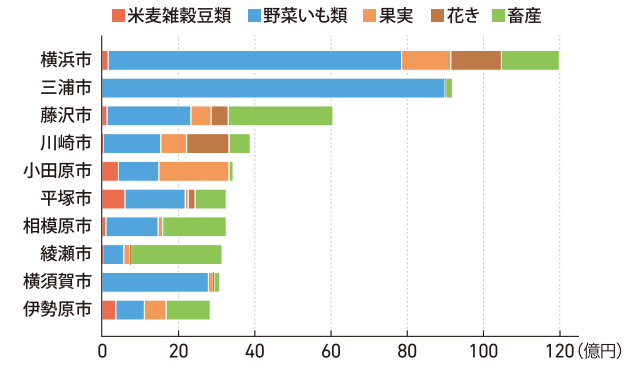


図4-3-4 県内市町村の推定農業産出額
(2023年、上位10市町村)

課題

政策

- 一層の資源の循環、有効利用に向け、市民ひとりひとりが廃棄物を極力出さないライフスタイルへ転換していく必要があります。企業には、持続可能な生産と消費を可能にする取組が求められています。
- 物や空間等をレンタルやシェアで積極的に利用している市民は約2割、サーキュラーエコノミーに関して実施している市内企業は約1割にとどまっています。
- 製品の製造等を行う動脈産業と再資源化等を行う静脈産業の「動静脈連携」による地域資源の循環利用の促進などを通じて、経済の活性化と環境への取組を両立させる持続可能なビジネスモデルへの転換を進める必要があります。
- 建築分野でのサーキュラーエコノミーの実現に向けて、国産木材の利用拡大等の森林資源の有効活用や使用済み建材の再資源化を推進する必要があります。
- 横浜ならではの特性を生かした持続可能な都市農業を推進する必要があります。
- 横浜市の特性や資源を生かした取組を通じて、都市としての活力やプレゼンスを高めるとともに、日本最大の基礎自治体として、国内外の循環型社会の実現に対する貢献が期待されています。

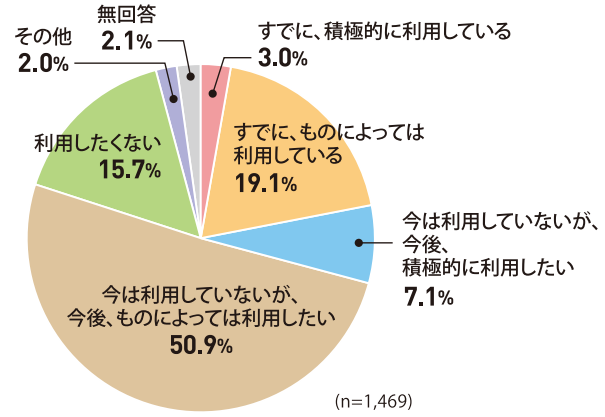


図4-3-5 市民のレンタルやシェアの利用意向
(2025年度環境に関する市民意識調査)

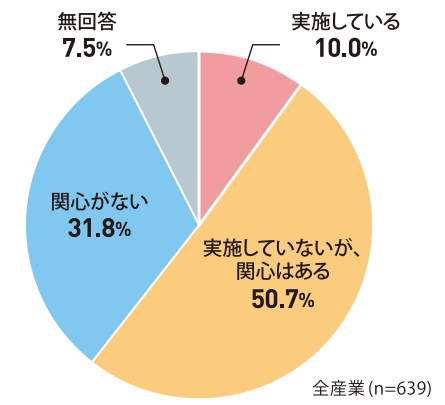


図4-3-6 市内企業のサーキュラーエコノミーに関する
取組の実施状況
(第121回横浜市景況・経営動向調(特別調査))

方針3

現状

課題

政策

3-1 循環型の暮らしと経済活動の推進

3 RやRenewableをはじめとした資源の循環利用を進めるとともに、持続可能な生産と消費を実現する経済システムの構築を推進することで、循環型の暮らしや経済の実現を目指します。

1 資源の循環利用

プラスチック資源の回収・リサイクル、水平リサイクル(ボトルtoボトルなど)、再生可能な資源(バイオマスプラスチックなど)の活用などの3RやRenewableの一層の推進に加え、バイオマス、廃棄物焼却時の熱エネルギー、CO₂などを新たな資源としてとらえ、市域内での循環利用を促進します。

2 持続可能な生産と消費

エシカル消費やシェアリング等、循環経済に寄与する製品やサービスの主体的な選択を後押しするとともに、製品やサービスを提供する事業者への支援や協働等を通じて、市民のライフスタイルの変容につなげます。また、環境配慮型経営や動静脈連携による資源循環の促進、持続可能な観光の推進など、循環型のビジネスモデルへの転換を促し、持続可能な生産と消費に基づく経済システムへの移行を推進します。

3 持続可能な建築物

森林資源の循環利用を図るため、公共建築物において国産木材の利用に取り組むとともに、使用済み建材のリサイクル・再利用を促進します。また、民間の建築物における木材の利用を促すとともに、環境にやさしい住宅の普及を図ります。

4 地域とつながる都市農業

生産地と消費地が近いという横浜の特徴を生かし、地産地消の促進、下水道資源等を活用した肥料の利用促進などにより、地域内で循環する都市農業を展開します。また、横浜の特色ある農や食の市内外への発信などにより、横浜の魅力を高めるとともに、地域の農や食、人とのつながりを強化するネットワークの充実を図り、循環型の暮らしの実現を目指します。

3-2 グローバルな循環型都市の実現

循環経済に係る取組の情報発信を進めるとともにサーキュラー産業の集積を図るなど、グローバルな循環型都市の実現を目指します。

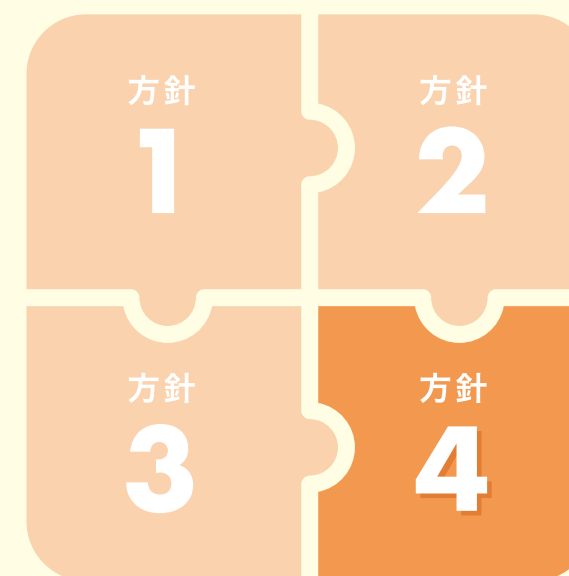
1 物質循環の流れの「見える化」及びグローバルな循環型都市の実現

物質循環の流れを定量的に把握するため「見える化」する手法を開発するとともに、それを活用した効果検証による循環の最適化を図ることで、サーキュラーエコノミーを一層推進します。また、サーキュラー産業の集積などにより、サーキュラーエコノミーが横浜の新たな成長産業となることを目指すとともに、国際機関や海外諸都市との連携などを通じて、アジアを代表する循環型都市の実現を目指します。

方針4

人づくり

持続可能な社会の実現に向け、あらゆる主体が環境問題を自らの課題として認識し、協働・連携して環境教育・普及啓発を行うことによって、自ら考え、環境にやさしい行動を実践できる人の育成を進めます。



▼ 方針を実現するための各主体の主な役割 ▼



環境問題を身近なものとして捉えた主体的な行動や活動への参加



従業員への環境教育や地域との協働を通じた環境行動の促進



学びの機会及び情報提供の充実、各主体の連携の促進

関係する主な個別計画等

- 横浜市地球温暖化対策実行計画
- 横浜市水と緑の基本計画
- 横浜みどりアップ計画
- 横浜都市農業推進プラン
- 横浜市生活環境保全推進プラン
- 横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマプラ5.3計画)
- 横浜市教育振興基本計画
- 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画(こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン)

方針4

現状

課題

政策

- 水辺愛護会、公園愛護会をはじめとした環境活動を行う多くの団体や個人によって横浜の環境が支えられています。
- 環境や環境の取組に関心のある市民の割合は約9割です。
- 環境意識の高い企業では、様々な環境活動や社会貢献活動が進められています。
- 学校では、1人1台の端末や高速インターネット環境が整備されるなど、デジタル技術の利活用が進み、こどもたちの学びの機会が多様化しています。
- 市内には動物園や自然観察の森、ウェルカムセンターなどの公共施設に加え、企業の施設やプログラムなど、豊富な環境教育の場があり、環境教育や体験活動が実施されています。

団体名称	団体数(2024年度末)
公園愛護会	2,533団体
水辺愛護会	99団体
市民の森愛護会	35団体
ふれあいの樹林愛護会	12団体
森づくり活動団体	35団体
水環境ガイドボランティア	1団体
横浜農と緑の会「はま農楽」	1団体
よこはま緑の推進団体	697団体
ハマロード・サポーター	595団体
YES協働パートナー	59団体
計	4,067団体

図4-4-1 市民によって環境活動が支えられている
横浜市内で活動する市民団体の数
(2024年度末時点)

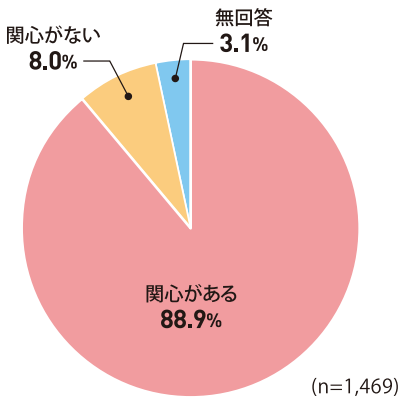


図4-4-2 環境や環境の取組に関心のある市民の割合
(2025年度環境に関する市民意識調査)

課題

政策

- 環境行動が人々の生活に浸透するためには、あらゆる世代が環境について学び、さらに担い手として活動するという好循環につなげることが重要です。
- 環境活動をしている市民の高齢化が進んでおり、幅広い年代の参画による新たな担い手の確保や育成が必要です。
- 環境活動や環境活動団体に「参加したことはないが、今後機会があれば参加したい」と回答した市民の割合は4割を超えており、環境活動の機会の充実や参加のきっかけづくりが必要です。
- 環境に関する情報収集や学習が重要と考えている市民の割合は7割を超えている一方、実際に環境についての情報収集や学習ができていると感じている市民は約4割であり、この差を埋めていく必要があります。
- 自発的な学びや環境活動を促進するため、市民が環境に関する正確で幅広い情報を手軽に入手できるようにする必要があります。
- 環境活動団体など様々な主体が学び合い、連携することで、環境活動を活性化する必要があります。

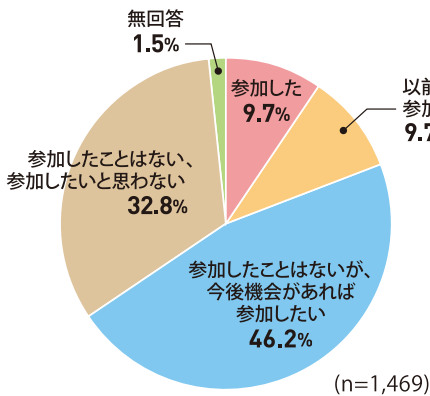


図4-4-3 ここ1年間に環境活動や
環境活動団体に参加した市民の割合
(2025年度環境に関する市民意識調査)

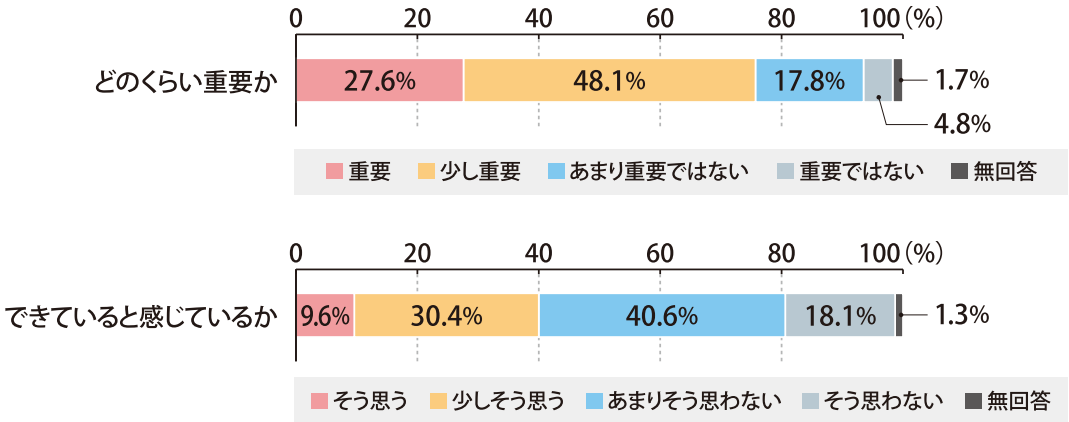


図4-4-4 「環境についての情報が収集できたり、学んだりできている」ことに対する重要度と肯定的所感の割合
(2025年度環境に関する市民意識調査)

方針4

現状

課題

政策

4-1 未来をはぐくむ人を育てる

市民一人ひとりが自ら考え、環境のために主体的に行動する人材となることを目指し、環境教育や普及啓発を実施します。また、学びの機会や環境に関する情報提供を通じて、自発的な学びを促進します。

1 多様な主体と連携した広がりのある環境教育

多様な主体による環境教育を促進するとともに、それらの主体と連携し、身近な問題から地球規模の環境課題まで広がりのある環境教育や普及啓発を実施します。それにより、市民の気づきや主体的な環境行動を促します。

2 学びの機会の充実

ウェルカムセンター等での自然体験や、企業等と連携した社会体験など、市民が気軽に参加できる体験活動の機会の充実を図ります。また、デジタル技術の活用等を通じた学びを様々な機会で開催します。

3 環境に関する情報の収集・提供

自発的な学び・環境行動の一助となるよう、全ての年代を対象に幅広く、分かりやすい情報提供を効果的に行います。また、市民等が収集した環境に関するデータを発信するなど、市民力を生かした環境に関する情報の収集・提供を実施します。

4-2 未来をはぐくむつながりをつくり、環境活動を広げる

多様で複雑化する環境課題の解決を目指し、環境活動の活性化を図るとともに、横浜グリーンエクスポの開催を契機に、様々な主体が持続可能な社会の実現に向けた環境行動を実践できるよう、世代や分野等を越えたつながりや協働、連携を促進します。

1 環境活動の活性化

環境に関する活動へのきめ細かな支援や表彰制度などにより、地域での環境活動の活性化を促進します。また、誰もが環境活動の場で活躍できるよう、市民等が新たに環境活動に参加するきっかけづくりや活動の継続に繋がるよう、環境情報を効果的に発信するとともに、支援策の充実を図ります。

2 対話と協働の促進

市民協働団体や企業など、様々な主体同士のつながりづくりを進め、対話と協働による学び合いを促進します。それにより、環境活動の輪を広げ、新たな視点の形成や価値観の醸成に繋がります。

02

取組の基本姿勢 ～みんなで考え行動する～

横浜が目指すWELL-BEINGな暮らしは、一部の人の力ではなく、みんなでつくっていくものです。複雑化する環境課題の解決に向け、みんなで環境への理解を深め、それぞれの立場でできることに取り組むことが、目指す姿を実現する一番の近道です。

持続可能な開発目標(SDGs)実現の視点

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月に国連本部で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた目標であり、17の目標と169のターゲットから構成されています。

本計画の目指す姿や方針は、SDGsの基本的な考え方であるパートナーシップの必要性や、環境・経済・社会の3つの調和がとれた開発を目指すとの考え方と同じ方向性です。

4つの方針(「気候変動への対応」、「自然資本の保全・活用」、「循環経済への移行」、「人づくり」)に基づき各政策を着実に進め、さらに多様な主体との連携を一層進めることで、総合的な環境施策の実現、ひいてはSDGs実現にも貢献していきます。



図4-5-1 SDGsの17の目標

総合的に効果が大きくなるように取り組む

「環境問題」と一口に言っても、地球温暖化や資源の無駄遣い、生物多様性の損失など、様々な環境問題があり、相互の関係性を認識しながら対策に取り組む必要があります。

ひとつの取組を実施することにより、他の分野に対する相乗効果が得られることがあります。例えば、森林保全は、水質浄化や動植物の生息・生育環境の保全への貢献はもとより、CO₂の吸収による気候変動対策にも大きく貢献します。また、使用済みペットボトルを再資源化する「ボトルtoボトル」などの水平リサイクルは、資源循環を進めると同時に、原料から新たに作るよりも製造時の温室効果ガス排出を抑えることで気候変動にも貢献します。

また、ひとつの取組を過度に推進することで、他の分野に悪影響を与える可能性もあります。例えば、再生可能エネルギーである太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で、自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例がみられており、国で対策の検討が進められています。

本計画では、横浜の環境の目指す姿の実現に向けて4つの方針を掲げており、これらは相互に関連し合っていることを前提に取組を進めることが大切です。

みんなで行動する

横浜ではこれまでも、市民、企業、行政が協力して環境課題に取り組み、現在の住みやすい環境を創造してきました。例えば、自動車排ガスが問題になった時は、行政による規制強化や補助、企業による低公害車の開発・導入等、市民による公共交通機関の利用や低公害車の選択購入、アイドリングストップなど、3者で力を合わせて解決してきました。

しかし、2040年の「目指す姿」の実現のためには、今までの取組を続けていくことだけでは足りず、一人ひとりの暮らし方や働き方、経済活動の在り方を大きく変えていく必要があります。また、気候変動や海洋汚染など、市域を越えて影響するものについては、より広域的な視点も大切です。

今横浜で暮らし、働く私たちも、将来横浜で暮らし、働く次世代の人たちも、誰もが幸せな状態であるWELL-BEINGな暮らしの実現のために、市民・企業・行政が、それぞれの役割を担い、みんなで環境にやさしい行動をより一層進める必要があります。

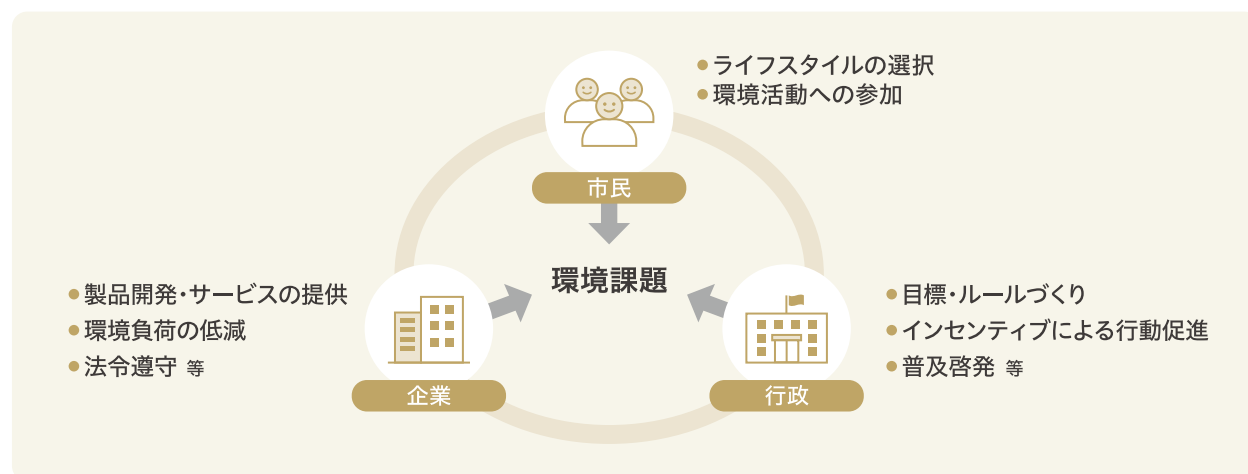


図4-5-2 市民・企業・行政の役割

第5章

横浜市環境管理計画について

- 01 計画の位置づけ
- 02 計画期間
- 03 策定の経緯・考え方
- 04 計画の推進体制
- 05 環境配慮の指針
- 06 生物多様性地域戦略及び環境教育等行動計画の位置づけ

「横浜市環境管理計画」は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

環境分野の様々な個別計画等を環境管理計画と整合させて策定し、施策・事業に取り組むとともに、まちづくりや経済分野などの計画等においても、環境管理計画に基づき、環境の視点を盛り込むことで、環境行政を総合的に推進します。

引き続き、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略と「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下、「環境教育等促進法」という。)に基づく「環境教育等行動計画」を本計画に組み込みます。

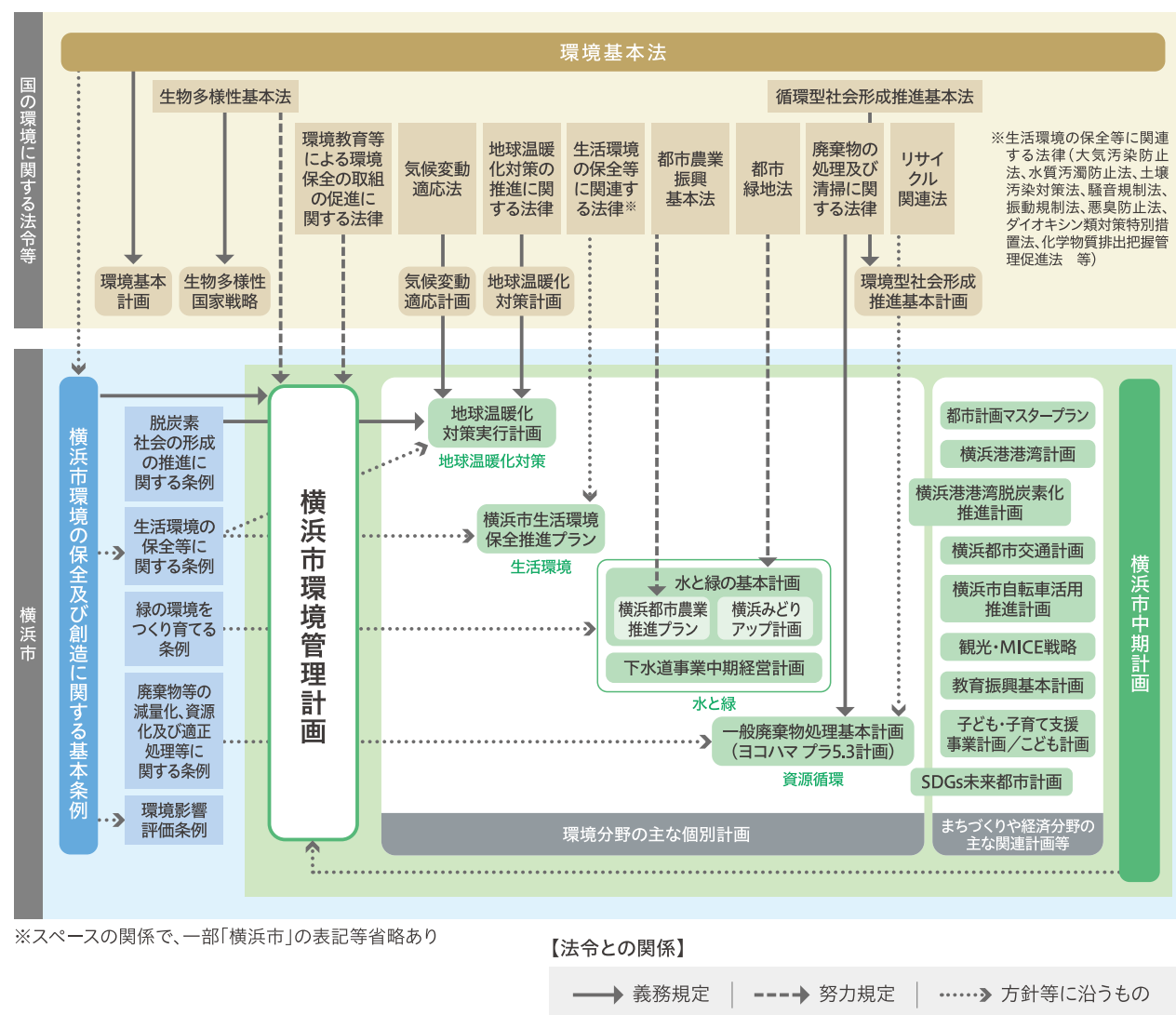


図5-1 環境管理計画と関連計画等との関係図

本計画の計画期間は、「横浜市中期計画」の2040年頃の横浜のありたい姿を描いた「共にめざす都市像」やそれを実現するための戦略、政策との整合性の観点から、2040年度までとします。

03

1 策定の経緯

今回の策定は、2018年11月に改定した環境管理計画の満了に伴うものです。策定に当たっては、2023年3月に横浜市環境創造審議会へ「横浜市環境管理計画に盛り込むべき視点」を諮問し、2024年1月に答申をいただきました。また、2024年2月に横浜の環境に関するディスカッションを市内の3つの小学校で行い、子どもたちの意見を聞きました。これらを踏まえて素案を取りまとめ、2026年3月11日から4月9日まで実施した、素案に対するパブリックコメントでの市民の皆様から寄せられた御意見等を反映させて、この度、新たな計画として策定しました。

(1)横浜市環境創造審議会からの答申

- 環境行政を総合的に推進するため、コーディネートする役割の強化
- あらゆる主体が「自分ごと化」して環境行動をするための、伝わりやすさの追求
- 環境に対する市民力の高さ、谷戸地形などの横浜の都市自然の特徴を生かしながら「横浜らしさ」を表現

(2) 横浜の環境に対する子どもたちの意見

- 身近な環境(自然、ごみ)改善をしっかりやっていきたい。
- 地域の人意識を変えていきたい。

2 策定の考え方

本計画では、世界的な環境の課題である「カーボンニュートラル」、「ネイチャーポジティブ」、「サーキュラーエコノミー」と、それを支える「人づくり」という4つの視点から目指す姿を「自然と共に自分らしく、心地よく暮らせるまち」とし、それを実現するための4つの方針を記載しています。

また、本計画は、市民や企業の皆様と理念や大きな方向性を共有していくものとし、環境問題を身近に感じていただけるよう、わかりやすいメッセージやイラストで構成しています。

なお、本計画は基本的な理念や大きな方向性を共有していく計画としており、細かい施策・事業は盛り込まず、具体的な取組(目標・施策等)については個別計画等で推進していきます。

04 計画の推進体制

市民・事業者・横浜市などで構成される既存の協議会等を活用して、計画の着実な推進を図るとともに、市役所では、関係区局で構成する庁内横断的な会議等を活用しながら、計画を総合的・効果的に推進します。

また、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」では、横浜の環境の状況、本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、公表することとなっています。年次報告書は、第4章に記載の4つの方針及びその政策の推進状況や横浜の環境の状況を総合的な視点でとりまとめ、環境創造審議会への報告を経て、本市ウェブサイト等を通じて公表します。

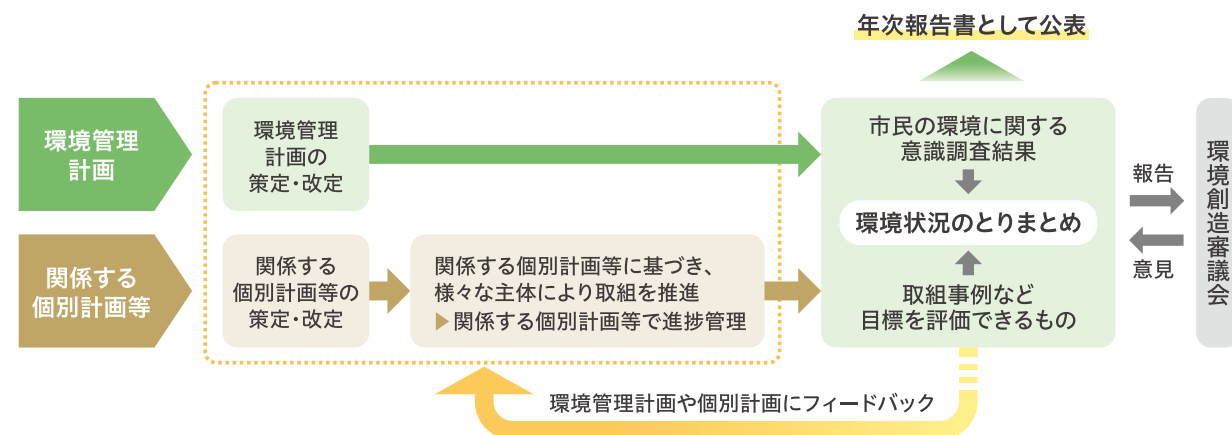


図5-2 年次報告書の作成・公表までの流れ

05 環境配慮の指針

横浜市では、法令順守を前提とし、具体的な環境への配慮を促す手段として、まちづくりにおいては、地区計画・建築協定、街づくり協議地区制度、臨港地区、都市景観協議地区、横浜市建築物環境配慮制度、景観計画などの制度や計画を定めています。

また、横浜市環境影響評価条例に基づき、事業の分類ごとに、開発事業を行う者が配慮すべき事項を示した横浜市環境配慮指針を定めています。これは、主に横浜市環境影響評価条例対象事業に適用されるものですが、それ以外の小規模な開発事業等から広くまちづくりにおいても活用されることを期待するものです。

そのほか、次表のとおり環境に関する様々な指針を定めています。

これらの適正な運用などにより、より実効性のある環境行政の推進を目指します。

表5-1 環境に関する主な指針

項目	指針等の名称
地球温暖化対策	温室効果ガスの排出の抑制に関する指針 [R7.4]
	低炭素電気の普及の促進に関する指針 [R5.5]
	横浜市地域冷暖房推進指針 [H8.4]
	まちなかの暑さ対策ガイドライン [H28.5]【環境省】
生物多様性	生物多様性民間参画ガイドライン(第3版) [R5.4]【環境省】
	猛禽類保護の進め方(改訂版) [H24.12]【環境省】
	神奈川県鳥獣保護区等位置図【神奈川県】
生活環境	環境への負荷の低減に関する指針(事業所の配慮すべき事項) [H15.3]
	環境への負荷の低減に関する指針(飲食店等がにおいていて配慮すべき事項) [H15.3]
	化学物質の適正な管理に関する指針 [H15.4]
	環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針 [H15.3]
	夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針 [H31.3]
	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針 [H24.9]
	汚染土壌処理業許可申請前対策指針 [H24.9]
	自動車等の排出ガスの抑制に関する指針 [H15.3]
	建築物環境配慮指針 [H17.3]
	生活騒音防止に関する配慮すべき指針 [H31.4]
	光害対策ガイドライン(改訂版) [R3.3]【環境省】

06 生物多様性地域戦略及び環境教育等行動計画の位置づけ

1 生物多様性地域戦略の位置づけ

生物多様性の取組は、様々な施策と有機的に連携し推進していく必要があることから、引き続き、本計画に「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」を組み込み、「第3章1暮らし2環境を賢明に保全・創出し、自然の恵みを享受できる健康で快適な暮らし」、「第4章1方針2自然資本の保全・活用」を軸に取組を推進します。

2 環境教育等行動計画の位置づけ

環境施策の推進にあたっては、主体的に行動する人を増やす必要があることから、引き続き、本計画に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境教育等行動計画」を組み込み、「第3章1暮らし4未来を育む人と人とのつながりや学びにあふれる暮らし」、「第4章1方針4人づくり」を軸に取組を推進します。

資料

- 01 計画の変遷
- 02 計画策定の検討経過
- 03 横浜市環境創造審議会からの答申等の反映状況
- 04 素案に対するパブリックコメントの実施結果
- 05 主な関連計画等の概要
- 06 用語説明

1 環境管理計画

策定(改定)年月 【計画期間】	策定・改定の考え方
1986年3月 策定	産業型公害に加えて、都市・生活型公害(生活系排水による河川・海域の汚濁等)や、快適な環境を求める市民ニーズに対応するために策定
1996年9月 策定 【2010年度まで】	1995年に「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、これに基づき新たに策定 - 地球環境保全の対策などを追加
2004年3月 改訂 【2010年度まで】	京都議定書の採択、地球温暖化対策関連法、循環型社会関連法などの整備等に対応するために改訂
2011年4月 策定 【中長期的な目標:2025年度まで】 【短期的な目標:2013年度まで】	- 総合的・横断的に施策を進めるため、環境側面の基本施策(地球温暖化対策、生物多様性など)に加えて、「人・地域社会」「経済」「まちづくり」の総合的な視点による基本政策から施策体系を構築 - 短期的な目標を設定し、具体的な取組の進捗を管理
2015年1月 改定 【中長期的な目標:2025年度まで】 【短期的な目標:2017年度まで】	- 東日本大震災を契機に、「自然と人との共生を目指す」などの基本的な考え方を位置づけ - 環境行政における防災の視点を追加
2018年11月 改定 【中長期的な目標:2025年度まで】	- 環境分野の総合計画として、中長期的な目標や方針を示すことに特化 - 基軸である地球温暖化対策、生物多様性保全を総合的に推進 - 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、環境教育等促進法に基づく行動計画の組み込み - SDGsの考え方の活用
2026年7月 策定 【2040年度まで】	- 基本的な理念や方向性を示すことに特化 - 行政はもとより、市民・企業の取組の指針となるような内容・文章表現・デザイン(市民目線で伝わる表現に。ボリュームを減らし、重要な部分をわかりやすく。) - 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、環境教育等促進法に基づく行動計画の組み込み(継続)

2 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略

策定(改定)年月 【計画期間】	策定・改定の考え方
2011年4月 策定 【中長期的な目標:2025年度まで】 【短期的な目標:2013年度まで】	- 生物多様性基本法に基づく、生物多様性地域戦略として「生物多様性横浜行動計画」を策定 「2025年の将来像」を掲げ、それを実現するための「重点施策」と「2013年までの具体的取組と目標」を定める
2015年1月 改定 【中長期的な目標:2025年度まで】 【短期的な目標:2017年度まで】	- 具体的な取組と目標が、計画期間の満了を迎えたため改定 「生物多様性の主流化」の推進を、計画策定の意義に反映する等に対応
2018年11月 改定 【中長期的な目標:2025年度まで】	環境管理計画に組み込み、生物多様性の取組を総合的・横断的に推進
2026年7月 策定 【2040年度まで】	- 引き続き、環境管理計画に組み込み - 新たな世界目標(昆明・モントリオール生物多様性枠組)への対応

3 環境教育等促進法に基づく行動計画(旧法に基づく方針、計画含む)

策定(改定)年月 【計画期間】	策定・改定の考え方
2005年2月 策定 (環境教育基本方針)	- 環境保全活動・環境教育推進法に基づく方針として策定 - 横浜にふさわしい環境教育のあり方を示すとともに、様々な主体の協働によって環境教育等を進めていくために各主体の役割や必要な取組等を定める
2006年3月 策定 (環境教育アクションプラン) 【事業期間:2010年3月まで】	- 環境保全活動・環境教育推進法に基づく計画として策定 - 環境教育基本方針を具体化するプランとして策定
2018年11月 【中長期的な目標:2025年度まで】	主体的に行動する人を増やすため、環境教育・学習を全ての環境施策に通じる土台として、環境管理計画の基本施策の1つ(基本施策7)として新たに位置付け(基本施策7を環境教育等促進法に基づく行動計画と位置付け。同時に「環境教育基本方針」を廃止)
2026年7月 【2040年度まで】	- 引き続き、環境管理計画に組み込み - 国の方針(2024年5月改定)に対応(体験活動、対話と協働、ICTの活用など)

02 計画策定の検討経過

年月日	項目	内容
2022年 11月1日	第30回 横浜市環境創造審議会	横浜市環境管理計画2021年度の進捗状況と次期計画の策定について(報告)
2023年 3月29日	第31回 横浜市環境創造審議会	横浜市環境管理計画の策定について(諮問)
2024年 11月24日	第32回 横浜市環境創造審議会	横浜市環境管理計画の策定について(答申案)
2024年 1月19日	横浜市 環境創造審議会からの答申	横浜市環境管理計画に盛り込むべき視点について(答申)
2024年 2月	小学校での ディスカッションの実施	横浜の環境について ※市内小学校3校で実施
2026年 3月11日～ 同年4月9日	素案の公表及び パブリックコメントの実施	- 素案の公表 - 横浜市環境管理計画(素案)についての意見募集
2026年 6月	原案の公表	原案の公表
2026年 7月	策定・公表	策定・公表

03 横浜市環境創造審議会からの答申等の反映状況

環境創造審議会からの答申内容等と本計画への反映状況は次のとおりです。

1 横浜市環境創造審議会からの答申

答申	本計画
ア 環境行政の総合的な推進のための計画のあり方 新たな計画は、①個別事業間の組合せによるシナジー効果の発現のため、コーディネートする役割を強化、②複雑化する環境課題解決に向け、新たな潮流を取り込んだ総合的な視点で策定、③社会・経済・まちづくりなどの行政全体の政策にも環境の視点を浸透させるための指針となるよう策定	- 基本的な理念や大きな方向性を共有していく計画とし、具体的な取組(目標・施策等)については、個別計画で推進 - 世界的な環境の課題である「カーボンニュートラル」、「ネイチャーポジティブ」、「サーキュラーエコノミー」とそれを支える「人づくり」という4つの視点から目指す姿を描き、それを実現するための4つの方針を設定し、各方針が相互に関連し合っていることを前提に取組を推進(第4章2)
イ 計画のわかりやすさ 環境課題を「自分ごと化」し、市民・企業・行政それぞれが主体的に行動し、ともに手を携えて取り組むことが一層、重要。そのため、横浜市としても、それを実現するために、新たな計画では伝わりやすさを追求するとともに、「自分ごと化」につなげるための工夫が必要	- ボリュームを減らし、イラストを多用してわかりやすい表現で記載するなど、行政はもとより、市民・企業の取組の指針となるような内容・文章表現・デザインで作成(計画全体) - 特に計画の導入として「環境を大切にしたい未来」と「環境を大切にしない未来」をイラストで記載するとともに、目指す姿を構成する暮らしのイメージを具体的に記載するなど、自分ごと化に繋がる工夫を実施(第1章、第3章)
ウ 横浜らしさの重要性 環境に対する市民力の高さ、谷戸地形などの横浜の都市自然の特徴を生かしながら「横浜らしさ」を表現	3者(市民、企業、行政)での課題解決事例や都市自然が本市の宝であることなどを記載するとともに、横浜の現状と課題をデータや写真等を用いて記載(メッセージ、第2章、第4章) - 上記を生かした政策の設定(第4章政策1-1～4-2)

2 横浜の環境に対する子どもたちの意見

意見	本計画
身近な環境(自然、ごみ)改善を しっかりやっていきたい。	身近な環境(自然、ごみ)改善に取り組む未来にしていこうことを踏まえ、目指す姿を設定(第3章)
地域の人の意識を変えていきたい。	方針の1つに「人づくり」を設定するとともに、他の方針でも行動変容を促進(第4章)

04 素案に対するパブリックコメントの実施結果

本計画策定にあたり、2026年3月10日に素案を公表し、2026年3月11日から2026年4月9日までパブリックコメントを実施しました。実施結果は次のとおりです。

1 実施概要

意見募集期間	2026年3月11日(水)から2026年4月9日(木)まで
意見提出方法	電子申請、メール、郵送、持参、FAX
素案の公表場所	市民情報センター、各区役所区政推進課広報相談係、みどり環境局戦略企画課、横浜国立図書館及びホームページ

2 実施結果

受付数	111通／意見数145件		
意見提出方法	電子申請101通、メール9通、郵送1通		
章ごとの意見数	計画全般		34件
	第1章 未来の横浜の環境は		3件
	第2章 地球環境の危機		1件
	第3章「横浜の環境」の目指す姿		5件
	第4章 目指す姿の実現に向けた方針	方針1 気候変動への対応	16件
		方針2 自然資本の保全・活用	22件
		方針3 循環経済への移行	9件
		方針4 人づくり	9件
		第4章全般	3件
	第5章 横浜市環境管理計画について		0件
	その他		43件
	計		145件

3 提出された意見の分類と計画への反映状況

①意見の趣旨を反映するもの	34件(23%)
②素案と同趣旨または賛同・評価を頂いたもの	7件(5%)
③個別事業に対する意見等で参考にするもの	61件(42%)
④その他、本計画との関連が見られないものや質問等	43件(30%)

05 主な関連計画等の概要

1 環境分野の主な個別計画等

横浜市地球温暖化対策実行計画〔2023年1月改定〕	方針1、4
市内全体の温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策を定める計画。地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例第7条に基づく「脱炭素社会の形成の推進に関する基本的な計画」。	
〈主な指標・目標など〉2050年温室効果ガス排出実質ゼロ	

横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)〔2023年1月改定〕	方針1、4
横浜市役所が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置等を取りまとめたもの。地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画」。	
〈主な指標・目標など〉2030年度に温室効果ガス排出量50%削減(2013年度比)	

横浜港港湾脱炭素化推進計画〔2025年3月策定〕	方針1
官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画。港湾法第50条の2第1項の規定に基づく「港湾脱炭素化推進計画」。	
〈主な指標・目標など〉2050年度に横浜市臨海部からの温室効果ガス排出量実質ゼロ	

横浜市生活環境保全推進プラン〔2026年8月策定予定〕	方針2、4
2040年に向けた生活環境分野の目指す姿や環境目標等を定め、横浜市が実施する具体的な取組を体系的にまとめたプラン。	
〈主な指標・目標など〉将来にわたり、安全・安心で快適な生活環境の創出	

横浜市水と緑の基本計画〔2016年6月改定〕	方針2、4
横浜らしい水・緑環境をまもり、つくり、育てるために、本市で行う水・緑環境施策の方向性・考え方を示した総合的な計画。都市緑地法第4条に基づく「基本計画」。	
〈主な指標・目標など〉水緑率35%をさらに向上	

横浜みどりアップ計画〔2024年2月策定〕	方針2、4
緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するための計画。「水と緑の基本計画」の重点的な取組として策定。	
〈主な指標・目標など〉緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持(樹林地の指定を5か年で180ha指定)	

横浜都市農業推進プラン〔2024年3月策定〕	方針2、4
横浜における今後の都市農業の目指す姿や取り組む事業など、これからの農業施策をまとめた計画。「水と緑の基本計画」の重点的な取組として策定。	
〈主な指標・目標など〉活力ある都市農業の展開及び農のある豊かな暮らしの実現	

横浜市下水道事業中期経営計画〔2026年6月策定〕	方針2
下水道事業の経営理念や経営方針をはじめ、施策や財政運営の目標と取組を掲げた中期的な計画。	
〈主な指標・目標など〉環境と共生した豊かなくらし	

横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針〔令和8年3月策定〕	方針2
市民共有の財産である河川水辺環境について、横浜市におけるこれまでの取組を体系的に整理するとともに、目指すべき方向性を定め、その達成に向けた具体的な取組を定めたもの。	
〈主な指標・目標など〉「快適」、「オープン」、「ネイチャーポジティブ」を基本方針とする河川水辺環境の保全・創出	

横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ プラ ^{ごみ} 5.3計画)〔2024年1月策定〕	方針3、4
市域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める計画。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく「一般廃棄物処理計画」。	
〈主な指標・目標など〉2030年度までに燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2万トン削減(2022年度比)	

横浜市 SDGs未来都市計画〔2026年2月改定〕	方針1～4
SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた具体的な取り組みをまとめた計画。2018年6月に国から「SDGs未来都市」に選定されたことを受け策定。	
〈主な指標・目標など〉あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組み、環境・経済・社会的課題の統合的解決、社会経済活動と自然が調和した地域づくりを進め、新たな価値や賑わいを創出し続ける持続可能な都市の実現	

2 その他の主な計画等

横浜市中期計画2026 ～ 2029〔2026年6月策定〕
現状の課題解決に取り組みながら、未来につなぐ政策を推進し、共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に取り組むための基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画。

都市計画マスタープラン〔2025年7月〕
「都市づくり」や「まちづくり」の際にまちのあり方を具体化するために必要事項を定める「都市計画」を作成するための方針を定めたもの(市民や企業などのまちづくりへの意欲的な参画を促し、協働でまちづくりを進めるためのツール)。都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。

横浜市都市交通計画〔2018年10月改定〕
市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体が目標を共有すると共に協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すため、交通政策全般にわたる政策目標などを示した計画。

横浜市自転車活用推進計画〔2019年3月〕
環境への負荷が少なく、健康増進にもつながる身近な乗り物である自転車の活用を推進する計画。自転車活用推進法第11条に基づく「市町村自転車活用推進計画」。

横浜港港湾計画〔2014年12月改訂〕
横浜港を計画的に開発・利用・保全するため、港湾管理者である横浜市が港湾法第3条の3に基づいて定める基本的な計画。

横浜市観光・MICE戦略〔2023年12月策定〕
事業者や市民の皆様とともにオール横浜で持続可能な観光・MICEを推進するため、2030年を見据えた取組の方向性を示した戦略。

第5期横浜市教育振興基本計画〔2026年3月策定〕
2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」(2018年策定)のアクションプラン。教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けている。

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／ 横浜市こども計画(こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン)〔2025年3月策定〕
こども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めた、こども・子育て支援分野の総合計画。子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」。こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例に基づく「市町村こども計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」としても位置付けている。

0 ～ 9、A ～ Z

30by30

2022年12月に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の2030年グローバルターゲットの1つであり、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な目標。

3R

ごみを減らし、資源循環を進める考え方で、①Reduce(発生抑制)②Reuse(再使用)③Recycle(再生利用)の三つを指す。

CCU(Carbon dioxide Capture and Utilization)

工場や施設などから発生する排ガスに含まれる二酸化炭素(CO₂)を分離・回収し、燃料や化学品などに有効利用する技術。

COP(締約国会議:Conference of the Parties)

多くの国際条約において、締約国が参加する最高決定機関として設置されている会議。

環境分野では、国連気候変動枠組条約に基づくCOP(気候変動COP)や、生物多様性条約に基づくCOP(生物多様性COP)などがある。気候変動COPは原則として毎年、生物多様性COPはおおむね2年に1回開催されている。

IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル: Intergovernmental Panel on Climate Change)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された政府間機関。

NbS(自然を活用した解決策: Nature-based solutions)

自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方。

Renewable

製品製造時に環境負荷が大きいプラスチック素材からバイオマス素材に替えるなど、再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること。

SDGs(Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

SDGs未来都市

SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けて、経済・社会・環境の三側面を統合的に推進する自治体として選定された都市。2018年の制度開始以降、2025年度末時点で215都市(216自治体)が選定されている。

WELL-BEING

幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。

あ

愛護会

公園、樹林地、河川・水辺施設など多くの施設で組織されているボランティア団体。清掃活動などの維持管理活動をはじめとする、環境に関する活動に取り組んでいる。

ウェルカムセンター

横浜みどりアップ計画により市内の既存施設を活用し整備された、森の情報を発信し魅力を伝える施設。森を安全に散策するための情報や生き物情報などを発信する「森の情報提供」、森を知り、楽しむための講座などを開催する「普及啓発・環境教育」を行う。市内のウェルカムセンターは5館(横浜自然観察の森 自然観察センター、新治里山公園にはる里山交流センター、舞岡ふるさと村 虹の家、寺家ふるさと村 四季の家、環境活動支援センター 交流スペース)。

エコデザイン規則

製品がどのように作られるべきかという要件や製品の環境的持続可能性に関する情報を提供するための要件等を設定する枠組み。

エコラベル

環境への負荷が少ない、または持続可能性に配慮して生産された製品(木材、海産物、日用品など)に付けられる認証マークの総称。例として、エコマークやFSC認証、MSC「海のエコラベル」などが挙げられる。

エシカル消費

「倫理的消費」ともいわれ、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

温室効果ガス

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。

産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。

か

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡(ニュートラル:中立)させることで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

カーボンニュートラルポート

港湾施設の脱炭素化や港湾機能の高度化を推進するとともに、港湾・臨海部における産業のエネルギー転換に必要な水素・アンモニア等の受入・供給環境を整備し、港湾及び産業の競争力強化と脱炭素社会の実現を目指すもの。

外来種

自然分布範囲以外の地域または生態系に、人為の結果として持ち込まれた生物のこと。国外だけでなく、国内の他の地域から持ち込まれたものも含む。

風の道

ヒートアイランド現象に係る対策として、郊外から都市内に吹き込む風の通り道をつくり、都市中心部で暑くなった熱を逃がすことができるという考え方。

環境アセスメント(環境影響評価)

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、市民や市長から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について環境基準が定められている。

環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。

環境配慮型経営

事業活動に伴う資源・エネルギー消費及び環境負荷を製品ライフサイクル全体で低減し、環境配慮製品・サービスの提供やグリーン調達を通じて持続可能な消費と生産を促進する経営のこと。

環境未来都市

環境・超高齢化・経済の3つの課題を同時に解決する持続可能な都市・地域モデルとして選定された自治体。2011年に11都市・地域が選定された。

環境モデル都市

低炭素社会や持続可能な社会の実現に向けて、先進的な環境対策に総合的に取り組む都市として、日本政府(内閣府など)から選定された自治体のこと。2008年から2014年に23都市が選定された。

クールシェアスポット

冷房設備等を有し、開館(営業)時間中に一部をご利用いただける施設等において、椅子やベンチ等の既存設備を活用するなどして、市民の皆様をはじめとする方々が外出時に一時休憩することができる場所のこと。

グラスゴー気候合意

2021年のCOP26で採択された合意。

2015年に採択された「パリ協定」に基づき、世界中での温室効果ガスの排出の削減、気候変動の影響にどう対応していくか(適応)、開発途上国の気候変動対策を支援するためのお金(資金)、などの重要な論点がまとめられた。特に重要なメッセージとして、パリ協定の1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラル(温室効果ガス排出量実質ゼロ)と、その重要な経過点となる2030年に向けて、野

心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた。

グリーンインフラ

グリーンインフラストラクチャー(Green Infrastructure)の略称。

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方であり、生物の生息・生育の場の提供、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水質浄化、水源涵養、気温上昇の抑制など多様な機能を有している。

グリーンシティ

国際園芸家協会(AIPH)が提唱する、緑地を都市に融合させ、自然と人工環境を統合することにより、よりよい生活と経済活動を可能とする都市。

グリーンメタノール

化石燃料を使わずに製造されるメタノールのこと。生物の残りかすや木のチップ等のバイオマスを高温で反応させて製造された「バイオメタノール」や(再生可能エネルギー由来の)水素(H₂)と二酸化炭素(CO₂)を合成ガスとして反応させて製造された「e-メタノール」が分類される。

健全な水循環

人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。

公害

人の事業や生活などに伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音や悪臭などが、人の健康や生活環境に被害を及ぼすこと。

環境基本法においては、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されている。この7つの公害を通常「典型7公害」という。

公害防止協定(横浜方式)

事業活動に伴う環境への負荷を低減するために、事業者が自主的に実施する環境保全に係る取組などを、横浜市と事業者との合意により締結した協定のこと。

事業者との連携を推進することにより、環境の保全

に関する施策の実効性を確保している。

光化学オキシダント

「光化学スモッグ」の原因となる大気中の酸化性物質の総称。工場や自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)、揮発性有機化合物(VOC)を主体とする大気中の汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質。

さ

サーキュラーエコノミー

従来の「資源採取→生産→消費→廃棄」という直線的な経済(リニアエコノミー)に対して、シェアや修理、リサイクルなどの取組を通じて資源を循環させ、新たな資源やエネルギーの投入を減少させていく経済モデル。

サーキュラー産業

回収した資源の新たな原材料へのリサイクルなど、循環経済を推進する産業や事業。

シェアリングエコノミー

個人・組織・団体等が保有する何らかの有形・無形の資源(モノ、場所、技能、資金など)を貸し出し、利用者と共有(シェア)する新たな経済の動きのこと。

次世代エネルギー

化石燃料に依存しない持続可能な社会の実現に向け、環境負荷の低減やエネルギーの安定供給に資する新たなエネルギー源やエネルギー技術の総称。

水素・アンモニア・e-メタンなどの新たな燃料や、再生可能エネルギーの拡大につながる浮体式洋上風力やペロブスカイト太陽電池などが代表例。

次世代自動車

走行時に大気汚染物質や地球温暖化の原因となる窒素酸化物や二酸化炭素等の排出が少ない、又は全く排出しない、環境にやさしい自動車のこと。

具体的には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車。

次世代燃料

温室効果ガス排出を大幅に削減することを目的と

して化石燃料に代わるエネルギーとして導入が進められている燃料。

水素、アンモニア、合成メタン、液体合成燃料(e-fuel)、グリーンメタノール、バイオ燃料などが含まれる。

市民の森

土地所有者の協力により、一般に公開をしている横浜市独自の緑地を保存する制度。

住宅ストック

地域内に現存する住宅の総称。

循環経済工程表

カーボンニュートラルの実現に向けて、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表。2022年9月に環境省が策定。

循環経済パートナーシップ

国内の企業を含めた幅広い関係者の循環経済への更なる理解醸成と取組の促進を目指して、官民連携を強化することを目的として設立されたパートナーシップ。行政、企業、団体、研究機関等により構成される。

水平リサイクル

回収された製品や素材を、同等レベルの製品や素材の原料として再利用し、新しい製品を製造すること。

生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、捕食・被食の関係をはじめとする食物連鎖を通じて相互に関係し合い、自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。

た

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

脱炭素経営

気候変動対策（≒脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる。

デジタルプロダクトパスポート

製品に関する情報（原材料、製造方法、環境負荷、修理・再利用・リサイクルに関する情報等）を、デジタルデータとして一元的に管理・提供する仕組み。

製品のライフサイクル全体にわたる情報の可視化を通じて、資源循環の促進や環境負荷の低減、サプライチェーンの透明性向上を目的とする取組として、国際的に導入が検討・推進されている。

な

ネイチャーポジティブ

2022年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」における2030年ミッションであり、従来の生物多様性の損失を止めるという視点から一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせること。

ネイチャーポジティブ経済

生物多様性の損失を止め、2030年までに自然を回復軌道に乗せる、「ネイチャーポジティブ」を目指す経済のあり方。

個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、

環境負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、そうした自然への配慮や評価が経済に組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、資金の好循環を生み出すことで、持続可能な社会と成長を目指す経済のことを意味している。

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごとに発表されるもの。

ネット・ゼロ

正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉。再生可能エネルギーの導入や省エネにより、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取り組みで吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。

は

バイオマス

動植物由来の有機物資源のうち、エネルギーや製品の原料として利用可能な再生可能な資源。

木材、食品廃棄物、下水汚泥などが含まれ、これらを燃料や電力、熱、バイオガス等として利用することで、廃棄物の有効活用や温室効果ガス排出削減に寄与するものとされている。

ハザードマップ

被害が想定されるエリアや避難する場所などを表示した地図。災害種別ごとに作成されており、横浜市では、洪水・内水・高潮等について作成している。

パリ協定

2015（平成27）年にパリで開催されたCOP21で採択され、2016（平成28）年に発効した協定。京都議定書に代わる2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みで、歴史上はじめて全ての国が参加する公平な合意。

ボトルtoボトル

ペットボトルのリサイクル手法の一つで、回収したペットボトルから新しいペットボトルを製造する方法。

新たに石油からペットボトルを製造する方法と比較して、二酸化炭素排出量が約60%削減されている。

ま

メタネーション

二酸化炭素と水素を反応させ、都市ガスの主成分であるメタンを合成する技術。再生可能エネルギー由来の水素と、発電所や工場などから回収した二酸化炭素を用いて製造される合成メタン（e-メタン）は、カーボンニュートラルな都市ガスとして、既存の都市ガスインフラや設備を活用して供給することができる。

や

谷戸

丘陵台地が雨水や湧水等により浸食されて形成された谷状の地形。三方（両側、後背）に丘陵台地部、樹林地を抱え、湿地、湧水、水路、水田等の農耕地、ため池などで構成される。

ら

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。航空写真によって、空から緑の量をとらえる方法で、およその緑の量が把握できる。

付録

01 横浜市環境教育等行動計画(第4章 | 01 | 方針4 人づくり等)に係る解説

02 「第1章 | 01 『横浜の環境』の未来を考える」の解説

1 環境教育

ア 環境教育とは

環境教育等促進法第2条第3項によると、「持続可能な社会を目指して、家庭、学校、職場等のあらゆる場において、環境と社会・経済・文化とのつながりや、環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」のことです。

イ 環境教育等行動計画とは

環境教育等行動計画は、環境教育等促進法第8条に基づき、国の基本方針「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(令和6年5月14日策定)」を勘案して、地方自治体が作成するよう努めるものとされている、その区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画です。

2 横浜市の環境教育等行動計画

横浜市では、環境教育等行動計画を横浜市環境管理計画に組み込み、「第3章1暮らし4 未来を育む人と人とのつながりや学びにあふれる暮らし」、「第4章1方針4 人づくり」を軸に取組を推進します。

3 関連する主な計画

環境教育は多岐の分野にわたることから、具体的な取組は関連する各計画で推進します。

- 横浜市地球温暖化対策実行計画
- 横浜市水と緑の基本計画
- 横浜みどりアップ計画
- 横浜都市農業推進プラン
- 横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ プラ^{ごみ}5.3計画)
- 横浜市生活環境保全推進プラン
- 横浜市教育振興基本計画
- 横浜市子ども・子育て支援事業計画／
横浜市こども計画(こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン) など

4 主体ごとの役割

「第4章1方針4 人づくり」で掲げた政策を推進していくためには、あらゆる主体がそれぞれの立場や役割に応じた環境教育を実践することが不可欠です。「第4章1方針4 人づくり」にある現状と課題を踏まえ、各主体は次のような役割が求められます。

<家庭・地域>

- 幼少の頃から日常生活を通して環境教育や環境に配慮した行動を実践し、環境を大切にする価値観を次世代へ継承
- 地域の清掃・美化活動や行事等を通じて、身近な環境を守る行動の実践の場を提供
- 自治会・町内会など、共通の環境を共有する主体として、協力した取組の推進

<学校・教育施設・動物園等>

- 子どもたちの発達段階に応じ、環境問題を自分ごととして捉える学びの提供
- 各教科及び総合的な学習の時間を活用した体験活動等を通じて、行動につながる環境教育の実施
- 地域人材や関係団体と連携した体験的・実践的な学習機会の創出
- 動物園等における生き物や自然に実際に触れる機会の提供やそれによる生態系への理解の向上と意識・行動変容の促進

<市民活動団体>

- 自然や公園の保全活動や普及啓発活動を通じた環境教育・学習の担い手
- 自然観察会、出前講座、体験活動等による、情報・知識・経験の共有や学びの場、機会の提供
- 市民の環境意識の向上や取組における先駆者

<事業者>

- 事業活動に伴う環境負荷低減及び環境活動・社会貢献活動等の推進
- 環境報告書等の発行、社員への環境教育・研修の実施
- 地域に対して、環境学習機会や環境保全技術の提供

<行政>

- 市内最大の事業者として、率先した環境配慮行動の実践
- 市民・学校・事業者等の環境教育・学習を支える基盤の整備
- 各主体の取組をつなぎ、連携・協働の促進
- 区役所を中心に、地域特性を生かした体験型の取組の推進

5

主な取組

「第4章1方針4 人づくり」に記載した政策4-1、4-2における主な取組例を、全般と方針1～3ごとに記載しています。

<全般>
● 環境活動の実践に向けた広報・啓発 ● 事業者の環境行動の広報 ● 環境教育出前講座 ● 横浜環境活動賞 ● こども「エコ活。」大作戦！ ● 環境絵日記展 ● 企業や団体と連携した環境行動の促進(エシカル消費キャンペーンなど) ● こどもエコフォーラム ● ESD・環境教育推進事業 ● 協働、地域・世界に向けた学校の実組 ● 愛護会活動などの市民ボランティア団体の活動支援 ● 地域での環境行動の推進 ● 子ども向け環境情報紙を活用した環境情報の発信 ● SDGsデザインセンターを通じた啓発 ● デジタル技術を活用した情報発信

<方針1 気候変動への対応>
● ヨコハマ・エコ・スクール(YES) ● 風車見学会 ● ZEHの普及促進 ● 省エネ住宅に関するセミナーの実施 ● よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアムを通じた啓発 ● 他都市と連携した再生可能エネルギーに関するイベントの開催 ● YOKOHAMA GO GREENの推進

<方針2 自然資本の保全・活用>
● 動物園等における環境教育・学習 ● 自然体験活動の推進 ● こども「いきいき」生き物調査 ● ウェルカムセンターの周辺の緑を活用した環境学習・自然体験の推進 ● 森のマナーアップにつながるイベント等の実施 ● 森づくり活動の支援 ● 地域に根差した緑や花の楽しみづくり ● 水辺拠点の整備 ● 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設 ● 農体験教室棟の実施 ● 環境保全プロモーション ● 水辺の魅力プロモーション ● 市民向け環境セミナー ● 上下水道施設の施設見学

<方針3 循環経済への移行>
● 転入者・外国人・高齢者など対象者に合わせた、ごみの捨て方等に関する啓発 ● 廃棄物に関する環境学習プログラム ● 収集事務所による出前講座や焼却工場における工場見学の実施 ● 廃棄物に関する小学生向け副読本の作成・配布 ● ヨコハマ3Rポスターコンクール ● 環境事業推進委員などと連携した地域における環境行動の促進 ● 青空市・直売所・地産地消サポート店の推進 ● はま菜ちゃん料理コンクール ● 生活に身近な製品のリサイクルなど、チャレンジしやすい取組の展開 ● こどもや地域によるサーキュラー活動の発信などを通じた、循環型ライフスタイルの促進

環境を大切にしたら未来

みんなで取り組んだら、きっとこんな未来になる



環境を大切にしない未来

みんなで取り組まなかったら、きっとこんな未来になる



※これらイラストはあくまでイメージで、正確性を追求するものではありませんのでご注意ください。



横浜市環境管理計画【発行】2026年7月
横浜市みどり環境局戦略企画課
横浜市中区本町6丁目50番地の10
TEL:045-671-4102 FAX:045-550-4093

